

退

職

後

の

ガ

イ

ド

ブ

ツ

ク

退職後の給付に関する手引

福 島 県 教 育 庁
公 立 学 校 共 済 組 合 福 島 支 部
一 般 財 団 法 人 福 島 県 教 職 員 互 助 会

目次

I 退職手当の概要	1
1 退職手当 / 退職手当 Q&A	
II 互助会等の退職時の給付等	14
1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付 / 2 一般財団法人 福島県退職教職員互助会関係	
III 年金について	15
1 公的年金制度 / 2 退職したあとの年金 / 3 障がいの状態になっ たときの年金等 / 4 組合員・退職者が死亡したときの年金 / 5 年金 にかかる手続きと届出 / 年金 Q & A / 照会先一覧 / 退職後の年金 Q & A	
IV 退職後の医療	74
1 退職後の医療保険制度 / 2 任意継続組合員制度 / 3 その他 の退職後の給付 / 4 介護保険の保険料について / 退職後医療保険 制度 Q & A	
V 退職者及び被扶養配偶者の国民年金に関する手続	93
VI 退職後の福祉事業	95
1 宿泊施設の利用 / 2 共済組合の任意継続組合員への助成等 / 3 その他の手続 / 4 介護保険の保険料について / 退職後医療保 険制度 Q & A	
VII 退職に伴う財形貯蓄の取扱いについて	101
お問い合わせ・御相談	106

I 退職手当等の概要

1 退職手当

(1) 適用範囲

退職手当は、福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づき、県費負担の常勤職員で勤続期間(職員としての引き続いた在職期間)が6月以上(死亡、傷病退職の場合は1日以上)ある方が退職したとき、本人(死亡の場合は遺族)に対し県から支給されます。

ただし、退職後引き続いて国や他の地方公共団体の職員になり勤続期間が通算される場合や、懲戒免職処分を受けた場合などには原則として支給されません。

また、再任用職員として勤続後退職したときは、その再任用期間の退職手当は支給されません。

(2) 退職手当の計算

$$\text{退職手当額} = \text{基本額(退職時の給料月額} \times \text{支給率)} + \text{退職手当の調整額} \\ (= \text{新条例等退職手当額})$$

ア 退職時の給料月額

退職手当額の計算に用いる給料月額は、退職時点で発令されている給料表上の給料月額です。(教職調整手当と給料の調整額を含む)

※ 給料月額は、平成18年4月1日付けの給料の切替に伴う経過措置は考慮しません。

勸奨退職者の退職時給料月額の特例

以下の3つの要件を全て満たした者が、その事情によらない、いわば公務運営上やむを得ない理由により、規則に則り退職した場合、次の特例給料月額を退職時の給料月額とします。

- ・ 勤続期間が25年以上あること
- ・ 定年年齢から10年を減じた年齢以上であること
- ・ 定年退職日から1年前までに退職すること

特例給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢と退職日の年齢との差に相当する年数})\}$$

※ 参考例は、6ページの《例5》のとおり。

イ 支給率

支給率は、退職事由と勤続期間によって決まります。(3ページの(表1)参照)
勤続期間の計算は、「職員として引き続いた在職期間」で、在職期間の計算は「月」単位で行い、「職員となった日」の属する月から「退職した日」の属する月までの年月数です。

また、勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てます。

<p><例1></p> <p>S61.5.1 S62.4.1 R6.3.31</p> <p>← 37年11月 →</p> <p>講師 教諭 退職</p> <p>勤続期間 37年11月 → 37年とする。</p>	<p>在職期間 37年11月の場合、勤続期間は37年 常勤講師等から引き続いて教諭等に採用された場合も通算されます。</p>
---	--

- 休職等で勤務しなかった期間がある場合、在職期間から除算します。
ただし、現実に職務に従事した日がある月は除きます。

(ア) **3分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間に限る)
- b 育児短時間勤務

(イ) **2分の1** に相当する期間を除算する場合

- a 地方公務員法第28条第2項の規定による休職期間(公務上の場合を除く)
- b 地方公務員法第29条の規定による停職期間(懲戒処分による停職)
- c 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
- d 育児休業の期間(上記(ア) aを除いた期間)

(ウ) **全期間** を在職期間から除算する場合

- a 職員団体の専従休職の期間(昭和43年12月14日以降の地方公務員法第55条の2の規定による休職期間)
- b 自己啓発等休業の期間
- c 配偶者同行休業の期間(平成26年7月4日施行)

<p><例2></p> <p>S61.5.1 H5.7.5 H7.9.4 R6.3.31</p> <p>休職期間 2年2月</p>	<p>全在職期間：37年11月 休職期間：2年2月 (上記(イ) aの休職) 勤続期間：36年 37年11月 - (2年2月 × 1 / 2) = 36年10月</p>
--	--

- 国又は他の地方公共団体の職員から、「引き続いて」本県職員になった場合は在職期間は通算されます。

ただし、東京都の在職期間は通算されません。

<p><例3></p> <p>A B</p> <p>国 - 引き続いて → 県</p>	<p>勤続期間 = A + B</p> <p>Aの期間で退職手当が支給されているときは通算されません。</p>
--	---

(表1)退職手当支給区分・支給割合(整理退職・公務上傷病・公務上死亡・公署移転は省略)

※1 改正前:平成18年3月31日以前 ※2 改正後:平成18年4月1日以降

勤続期間	自己都合		勤続期間	定年等		勤続期間	公務外傷病	
	改正前 (※1)	改正後 (※2)		定年 勸奨 任期満了 通勤傷病 公務外死亡			改正前 (※1)	改正後 (※2)
				改正前 (※1)	改正後 (※2)			
1	0.502200	0.502200	1	0.837000	0.837000	1	0.837000	0.837000
2	1.004400	1.004400	2	1.674000	1.674000	2	1.674000	1.674000
3	1.506600	1.506600	3	2.511000	2.511000	3	2.511000	2.511000
4	2.008800	2.008800	4	3.348000	3.348000	4	3.348000	3.348000
5	2.511000	2.511000	5	4.185000	4.185000	5	4.185000	4.185000
6	3.013200	3.013200	6	5.022000	5.022000	6	5.022000	5.022000
7	3.515400	3.515400	7	5.859000	5.859000	7	5.859000	5.859000
8	4.017600	4.017600	8	6.696000	6.696000	8	6.696000	6.696000
9	4.519800	4.519800	9	7.533000	7.533000	9	7.533000	7.533000
10	5.022000	5.022000	10	8.370000	8.370000	10	8.370000	8.370000
11	5.524200	5.524200	11	9.207000	11.613375	11	9.207000	9.207000
12	6.026400	6.026400	12	10.044000	12.764250	12	10.044000	10.044000
13	6.528600	6.528600	13	10.881000	13.915125	13	10.881000	10.881000
14	7.030800	7.030800	14	11.718000	15.066000	14	11.718000	11.718000
15	7.533000	7.533000	15	12.555000	16.216875	15	12.555000	12.555000
16	8.035200	8.035200	16	13.392000	17.367750	16	13.392000	14.312700
17	8.537400	8.537400	17	14.229000	18.518625	17	14.229000	15.651900
18	9.039600	9.039600	18	15.066000	19.669500	18	15.066000	16.991100
19	9.541800	9.541800	19	15.903000	20.820375	19	15.903000	18.330300
20	10.044000	10.044000	20	16.740000	21.971250	20	16.740000	19.669500
21	10.546200	10.546200	21	17.577000	23.122125	21	17.577000	21.008700
22	11.048400	11.048400	22	18.414000	24.273000	22	18.414000	22.347900
23	11.550600	11.550600	23	19.251000	25.423875	23	19.251000	23.687100
24	12.052800	12.052800	24	20.088000	26.574750	24	20.088000	25.026300
25	12.555000	12.555000	25	20.925000	27.725625	25	20.925000	26.365500
26	13.057200	13.057200	26	21.762000	28.876500	26	21.762000	27.704700
27	13.559400	13.559400	27	22.599000	30.027375	27	22.599000	29.043900
28	14.061600	14.061600	28	23.436000	31.178250	28	23.436000	30.383100
29	14.563800	14.563800	29	24.273000	32.329125	29	24.273000	31.722300
30	15.066000	15.066000	30	25.110000	33.480000	30	25.110000	33.061500
31	15.568200	15.568200	31	25.947000	34.630875	31	25.947000	34.400700
32	16.070400	16.070400	32	26.784000	35.781750	32	26.784000	35.739900
33	16.572600	16.572600	33	27.621000	36.932625	33	27.621000	37.079100
34	17.074800	17.074800	34	28.458000	38.083500	34	28.458000	38.418300
35	17.577000	17.577000	35	29.295000	39.234375	35	29.295000	39.757500
36	18.079200	18.079200	36	30.132000	40.385250	36	30.132000	41.096700
37	18.581400	18.581400	37	30.969000	41.536125	37	30.969000	42.435900
38	19.083600	19.083600	38	31.806000	42.687000	38	31.806000	43.775100
39	19.585800	19.585800	39	32.643000	43.837875	39	32.643000	45.114300
40	20.088000	20.088000	40	33.480000	44.988750	40	33.480000	46.453500
41	20.590200	20.590200	41	34.317000	46.139625	41	34.317000	47.792700
42	21.092400	21.092400	42	35.154000	47.290500	42	35.154000	49.131900
43	21.594600	21.594600	43	35.991000	48.441375	43	35.991000	50.471100
44	22.096800	22.096800	44	36.828000	49.592250	44	36.828000	51.810300
45	22.599000	22.599000	45	37.665000	50.743125	45	37.665000	53.149500

ウ 退職手当の調整額

退職手当の調整額とは、在職期間の職責貢献に応じた加算額です。

加算方法は、平成8年4月1日以降の在職期間の各月に、5ページの「退職手当の調整額適用表」における給料表ごとの職員の区分及び当該職員の適用区分に応じた調整月額を当てはめ、その月額の高い方から60月分の合計額を「退職手当の調整額」として「基本額」に加算します。

《例4》退職手当の調整額の計算

教諭（大学4卒）の場合			月数	年月	校長の場合		
職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分			職務段階別 加算割合	経 験 年月数	区分
10%	37.11	6号	1	R6.3	20%		3号
10%	37.10	6号	2	R6.2	20%		3号
10%	37.09	6号	3	R6.1	20%		3号
⋮					⋮		
10%	37.00	6号	12	R5.4	20%		3号
10%	36.11	6号	13	R4.3	15%	3種	4号
10%	36.10	6号	14	R4.2	15%	3種	4号
⋮					⋮		
10%	33.01	7号	59	R元.5	15%	4種	4号
10%	33.00	7号	60	H31.4	15%	4種	4号
10%	36.10	7号	61	H31.3	15%	5種	5号

教諭の場合

6号 36月×32,500円＝ 1,170,000円
 7号 24月×27,100円＝ 650,400円
 合計 60月 1,820,400円

校長の場合

3号 12月×59,550円＝ 714,600円
 4号 48月×54,150円＝ 2,599,200円
 合計 60月 3,313,800円

経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」により定められた年月数のことで、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。

勤続期間が9年以下の自己都合退職の場合は、調整額は加算されません。

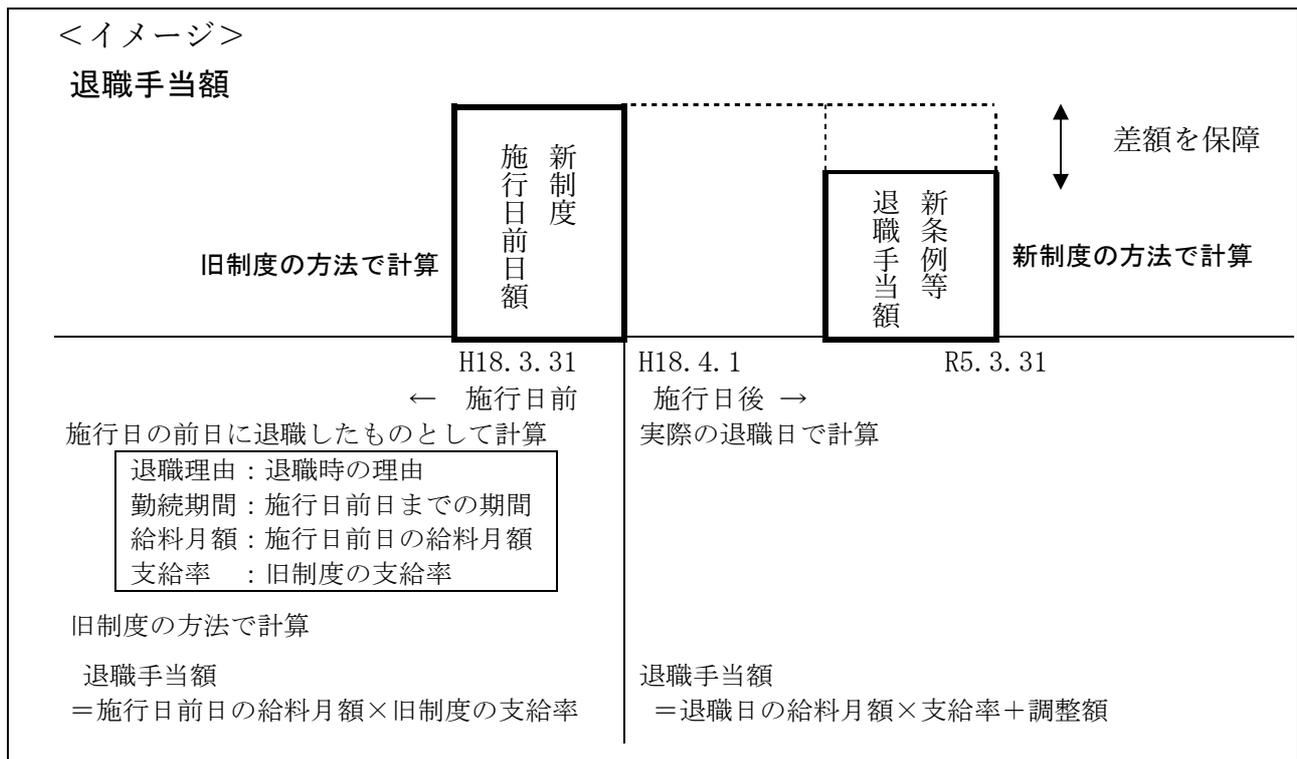
勤続期間が10～24年以下の自己都合退職又は勤続期間が4年以下の退職（自己都合退職以外）は、調整額の半額が加算されます。

(3) 平成 18 年 4 月 1 日改正に伴う経過措置

施行日(平成 18 年 4 月 1 日)前日額の保障

1 ページの(2)で算定した退職手当額が、仮に施行日の前日(平成 18 年 3 月 31 日)に同じ退職理由で退職したと仮定した場合の額より低くなる場合は、新制度施行日前日額を保障します。

新制度施行日前日額 > 新条例等退職手当額 → **新制度施行日前日額を保障**
 (H18.3.31 時点の給料月額) × (H18.3.31 までの期間に対応する支給率)



育児休業期間の除算

新条例等退職手当額の計算にあつては、子が 1 歳に達する日までの育児休業に係る期間の 1 / 3 に相当する期間を除算しますが、新制度施行日前日額にあつては、旧制度で計算するため、1 / 2 に相当する期間を除算します。

育児休業期間 (1 歳まで) の除算

- 新条例等退職手当額 → 1 / 3 除算
- 新制度施行日前日額 → 1 / 2 除算

(4) 定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法の特例

定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ(令和5年4月の定年年齢は原則61歳)、令和13年4月に65歳となります。

年度	定年年齢
令和4年度まで	60歳
令和5年度～6年度	61歳
令和7年度～8年度	62歳
令和9年度～10年度	63歳
令和11年度～12年度	64歳
令和13年度以降	65歳

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。

職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後、7割水準の給料月額となる場合、退職手当の基本額の計算方法の特例(いわゆる「ピーク時特例」)が適用されます。

〔例〕小中学校 教諭(大卒22歳採用者)が満61歳の3月31日に退職した場合

モデル号給

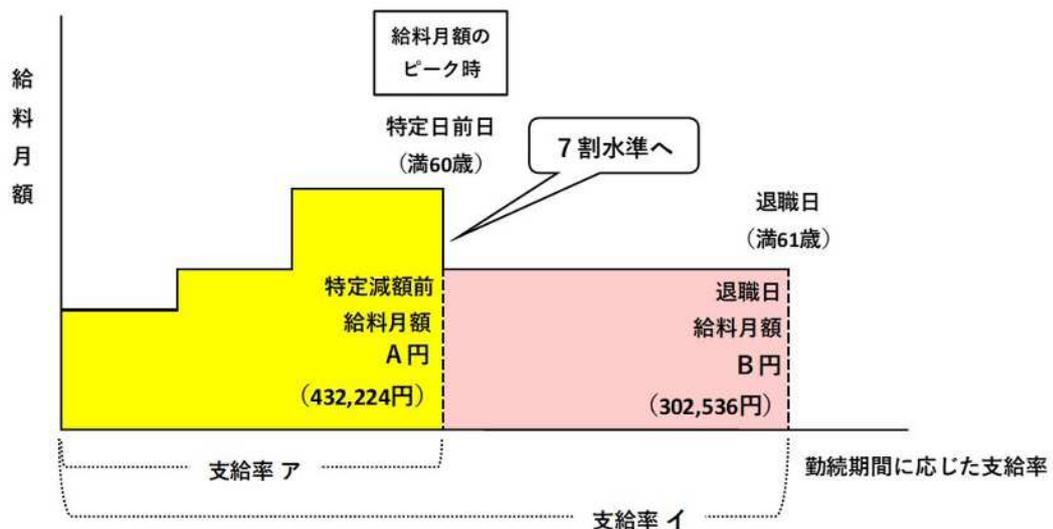
特定日前日の給料月額 A 432,224円 …小中教育職2級161号給

勤続期間：38年、支給率：ア 47.709 退職事由 = 定年退職

退職日の給料月額 B 302,536円 …小中教育職2級161号給の7割水準

勤続期間：39年、支給率：イ 47.709 退職事由 = 定年退職

$$\begin{aligned} \text{基本額} &= A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) \\ &= 432,224 \text{円} \times 47.709 + 302,536 \text{円} \times (47.709 - 47.709) = 20,620,974 \text{円} \end{aligned}$$



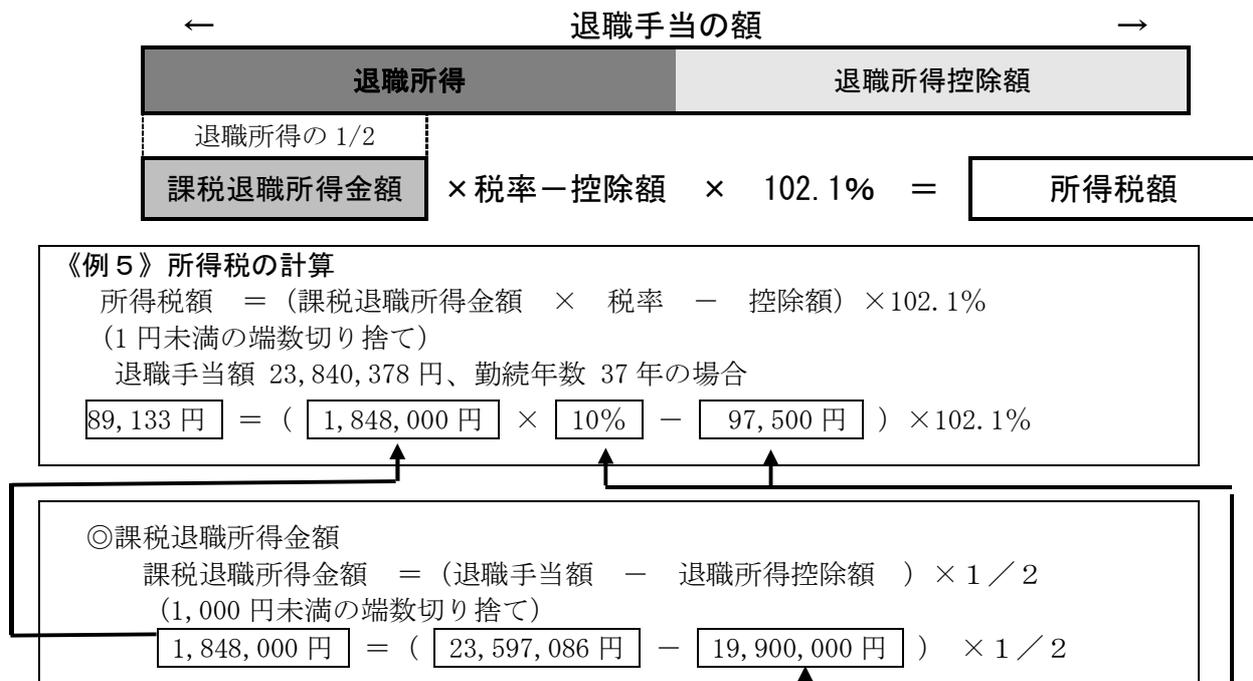
支給率ア及び支給率イについて、勤続期間「35年」以上は一定のまま変わらない。

(5) 退職手当からの控除

ア 所得税(復興特別所得税を含む)

退職手当は他の所得と区別して所得税が課税され、退職手当から源泉徴収されます。税額は、退職手当額から(表3)退職所得控除額を控除した残額の1/2に相当する課税退職所得金額に応じ、(表4)の税率を乗じて求めます。退職手当額が退職所得控除額に満たない場合は、徴収税額はありません。

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得から、所得税と所得税の2.1%相当額を復興特別所得税として徴収します。



(表3) 退職所得控除額表 (一般退職の場合)

勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)	勤続年数	退職所得控除額(万円)
10年以下省略		18	720	26	1,220	34	1,780
11	440	19	760	27	1,290	35	1,850
12	480	20	800	28	1,360	36	1,920
13	520	21	870	29	1,430	37	1,990
14	560	22	940	30	1,500	38	2,060
15	600	23	1,010	31	1,570	39	2,130
16	640	24	1,080	32	1,640	40	2,200
17	680	25	1,150	33	1,710	41	

※ 41年以上は1年につき70万円を加算します。

※ 所得税法上の勤続年数は1年未満の端数は切り上げます。

また、専従休職期間を除いてその他の休職等期間は控除しません。

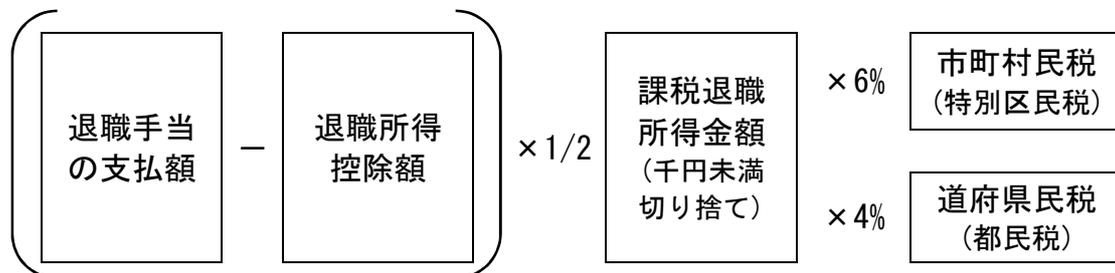
(表4) 所得税率・控除額対応表

課税退職所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

イ 住民税(市町村民税及び県民税)

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額に1/2を乗じた額が課税退職所得金額になります。税率は、市町村民税(特別区民税)は6%、道府県民税(都民税)は4%となっており、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算します。

なお、税額の100円未満の端数は、それぞれ切り捨てます。



《例6》住民税の計算例

市町村民税(税率6%)

$$\begin{aligned} \text{市町村民税} &= \text{課税退職所得金額} \times 6\% \\ 86,400 \text{円} &= 1,441,000 \text{円} \times 6\% \text{ (100円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

県民税(税率4%)

$$\begin{aligned} \text{県民税} &= \text{課税退職所得金額} \times 4\% \\ 57,600 \text{円} &= 1,441,000 \text{円} \times 4\% \text{ (100円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

ウ 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額

給与所得に係る住民税は、6月から翌年の5月までに12回に分けて給与から控除して市区町村に納入されますが、年度末に退職した場合は、4月・5月分を退職手当から一括して控除されます。

[MEMO] 住民税の納税方法

令和5年分の住民税 (特別徴収)

令和5年6月～令和6年3月は、毎月の給与から控除されます。
令和6年4・5月分は、退職手当から控除されます。

令和6年分の住民税 (普通徴収)

令和6年6月からは、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、各自で納付します。

また、令和6年分の住民税は、在職中(令和5年)の給与所得に対して課税されますので、税額は現職の時と同程度の額が予想されます。

エ 共済組合、互助会の貸付金の償還(地方公務員共済組合及び福島県職員共助会を含む)

退職時に、共済組合や互助会等貸付金の未償還元金があるときは、退職手当から償還します。償還手続きは、すべて福利課が行います。

(5) 退職手当の受給に関する提出書類

提出書類	備考
ア 退職手当の受給申出書	
イ 退職所得の受給に関する申告書	障害退職の場合は、身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の写しを添付
ウ 振込み口座がわかるもの	預金通帳の写しなど
エ 履歴書	A4版・長辺綴じ印刷、長辺の左側を糊付けし、奥書証明を付したもの
【平成14年4月1日以降に育児休業を取得した方】 オ 育児休業に係る子の生年月日を確認できる書類	戸籍謄本、住民票、母子手帳、健康保険証等の写し
【高齢者部分休業を取得したことがある方】 カ 高齢者部分休業期間を確認できる書類	高齢者部分休業に係る申請書、承認書、出勤簿等の写し
【公務災害による休職等期間がある方】 キ 公務災害認定通知書の写し	
【フルタイム会計年度任用職員の期間がある方】 ク 任用期間に係る出勤簿の写し	

(6) 退職手当額の計算例

- 基本情報
昭和39年10月1日生（退職時年齢60歳）
- 勤続期間
昭和61年5月1日～昭和62年3月31日 講師
昭和62年4月1日～令和6年3月31日 小学校教諭
平成2年9月25日～平成4年12月4日 休職 2年2月
 $36年11月 - (2年2月 \times 1/2) = 35年10月$ （1年未満の端数切捨て） 35年
- 退職時の給料月額
・小中学校教育職2級161号給 432,224円（教職調整額を含む）
特例給料月額 432,224円
- 支給率
退職事由＝定年(60後定年前退職)
3ページの(表1)支給割合(改正後)から 勤続年数35年 47.709
- 退職手当の基本額
退職時の給料月額×支給率＝440,868.48円×47.709＝ 21,033,394円
(円未満切捨て)
- 退職手当の調整額
経験年数 36年11月（経験年数＝在職期間と仮定）
最終学歴 大学4年
6号区分 23月
7号区分 37月
 $32,500円 \times 23月 + 27,100円 \times 37月 =$ 1,750,200円
- 新条例等退職手当額
退職手当の基本額＋退職手当の調整額
 $21,033,394円 + 1,750,200円 =$ 21,297,291円

御自身の勤続期間や給料月額等の情報を基に、自分で上記(6)の簡易計算ができるExcel試算シートも御活用ください。詳しくは、福利課ホームページを御覧ください。
福利課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/>

退職手当 Q&A

質問	回答
<p>1 フルタイム会計年度任用職員は、どのような要件を満たすと退職手当の支給対象職員になるのか。</p>	<p>次の要件を全て満たす場合に退職手当の支給対象職員となります。</p> <p>① 常勤職員と同様の勤務時間により勤務することとされていること</p> <p>② 雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、①の勤務時間以上勤務した日(休暇等は含むが、欠勤や時間外勤務等は含まない)が18日(1月間の勤務日が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数の差に相当する日数を減じた日数(以下「職員みなし日数」という。))以上ある月が引き続いて6月を超えること</p> <p>③ 引き続いて6月を超えるに至った日以後、引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務することとされていること(7月目においては、引き続き同一の雇用条件により勤務した日が1日以上必要)</p> <p>※ フルタイム会計年度任用職員が退職した場合において、当該者が退職の日又はその翌日に同一任命権者に再びフルタイム会計年度任用職員として採用されたときは、雇用関係が事実上継続していると認められ、その在職期間の計算は、引き続いて在職したものとして取り扱います。</p> <p>※ 常勤職員と同様の勤務時間以上勤務した日が1月において職員みなし日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合には、退職手当上はその日をもって退職したものとして取り扱います。(任用上の退職ではありません。)</p>
<p>2 退職手当の勤続期間には、非常勤講師の期間は含まれないのか。</p>	<p>福島県職員の退職手当に関する条例又は福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例により、「常時勤務に服すことを要する者」と規定されていますので、非常勤講師の期間は含まれません。</p> <p>なお、常勤講師の期間は、引き続いて教諭等に採用された場合に通算されます。(2ページの《例1》参照)</p>
<p>3 年度末に退職するが、退職手当の受取方法はどうか。</p>	<p>退職手当の受給申出書に記載した受領方法によります。口座振替を希望した場合は、指定の口座に振り込まれます。</p>
<p>4 退職手当を分割して振り込んでもらえるか。</p>	<p>分割して振り込むことはできません。</p>

質問	回答
5 退職手当から税金は控除されるのか。	<p>退職手当は、所得税と住民税(市町村民税及び県民税)が源泉徴収されます。</p> <p>また、給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額が一括して源泉徴収されます。</p>
6 退職手当から控除される所得税の額を知りたい。	<p>所得税の計算方法は、8ページの《例6》のとおりです。</p>
7 退職手当から控除される住民税の額を知りたい。	<p>1 退職手当に対する住民税(市町村民税及び県民税)計算方法は、9ページの《例7》のとおりです。</p> <p>2 給与所得に対する住民税の特別徴収分の残額 給与所得に係る住民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から控除することとされています。 年度末退職の場合、4月・5月分が退職手当から一括徴収されます。 金額は、毎月の給与から控除されている住民税の2か月分です。</p>
8 共済組合貸付金の未弁済金を退職手当から一括償還する場合、どのような手続きが必要か。	<p>償還手続きは、すべて福利課で行いますので、手続きは必要ありません。</p>
9 共済組合から住宅貸付を受けており、未償還金は退職手当から一括償還されることだが、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」が提出できる期間がまだ残っている場合はどうすればよいか。	<p>一括償還により住宅貸付の借入残高がなくなるため、申告はできなくなります。詳しくは、最寄りの税務署に確認してください。</p>
10 退職手当について、確定申告を行う必要はあるか。	<p>「退職所得の受給に関する申告書」を提出しますので、原則として確定申告は必要ありません。ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。</p>

質問	回答
<p>11 退職手当の源泉徴収票が見当たらない。再発行は可能か。</p>	<p>退職所得の源泉徴収票は、退職手当の支給通知書を同封して発送していますので御確認ください。見当たらない場合は、再発行依頼書を福利課へ提出してください。</p> <p>なお、再発行には時間を要する場合がありますので御了承ください。</p> <p>また、給与所得の源泉徴収票が見当たらない場合は、退職された所属にお問い合わせください。</p> <p>再発行依頼書の参考様式 福島県 > 組織でさがす > 福利課 > 各種様式のダウンロード > 源泉徴収票(退職所得)の再発行</p>
<p>12 定年引上げに伴う60歳以降の任用形態によって、退職手当の違いは生じるか。</p>	<p>個別のケースにより異なりますので一概にお答えできませんが、一般的に言えることとして、退職事由が「定年」、勤続期間が35年以上の場合は支給率が最高率と同じになりますので、退職手当の基本額は変わらないケースが多いと思われます。</p>
<p>13 自分も退職手当を計算したいので、自分の場合の計算方法を教えて欲しい。</p>	<p>御自身の情報を基に退職手当の簡易試算ができる Excel の試算シートを御活用ください。詳しくは、福利課ホームページを御覧ください。</p> <p>福利課ホームページ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/</p>

II 互助会等の退職時の給付等

1 一般財団法人福島県教職員互助会の給付

(1) 永年勤続リフレッシュ助成

勸奨若しくは定年退職（予定）又はその他の理由（自己都合等）で退職する会員に、次の区分により助成を行います。

区分	給付額
勤続 30 年を経過し、 <u>永年勤続表彰を受けずに退職する会員</u>	7 万円
勤続 20 年以上 30 年未満で <u>永年勤続表彰を受けずに勸奨又は定年退職する会員</u>	
上記以外の勤続 20 年以上 30 年未満で永年勤続表彰を受けずに退職する会員	3 万円

※1 永年勤続表彰を受賞している方は対象にはなりません。

※2 退職に際して上記以外に給付されるものではありません。

(2) 結婚祝金

会員であった方が退職後に結婚された場合、結婚の日が退職後 1 か月以内のときに給付します。

[MEMO] 給付金の請求・支払

該当の場合は、退職時の所属所経由で請求をしてください。

給付金は、特定口座「けやき」に振り込みますので、退職後 1 年は解約しないでください。

請求書の様式は、一般財団法人福島県教職員互助会のホームページにもあります。

ホームページアドレス <https://www.fgojokai.com>

2 一般財団法人福島県退職教職員互助会関係

一般財団法人福島県退職教職員互助会(以下「退職互助会」という。)は、退職後の医療費を給付する団体です。現職時に退職互助会に加入されていた方が、退職時に退職会員になるかどうかの選択を行います。

注) 在職中に加入されていない方が退職時に加入することはできません。

退職互助会の会員となった方の医療費助成等は下記が担当します。

照会先	住所・電話番号	事業内容
(一財)福島県退職教職員互助会	〒960-0112 福島市南矢野目道下 35-1 電話 024-555-0231 F A X 024-555-0510	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費給付事業 ・退職後の福利厚生に関する事業 ・教育文化の向上に関する事業

ホームページアドレス <http://fukushima-taikyogo.jp>

Ⅲ 年金について

1 公的年金制度

(1) 公的年金制度の概要

公的年金制度は、老齢、障害及び死亡の給付事由により、一定の受給要件を備えた人に年金を支給する制度で、国民年金と厚生年金保険により構成されています。

① 国民年金

国民年金は、20歳以上60歳未満の全国民に加入が義務づけられ、全国民が共通の基礎年金を受けられる制度です。(1階部分)

共済組合の組合員も同時に国民年金の被保険者となっています。

国民年金の被保険者は職種等によって第1号から第3号までに分かれます。

② 厚生年金保険

被用者(国民年金の第2号被保険者に該当する方)のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。(2階部分)

厚生年金の被保険者は、勤務の形態により「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに分かれます。

〈国民年金と厚生年金の被保険者〉

厚生年金		一般 厚生年金 被保険者	国共済 厚生年金 被保険者	地共済 厚生年金 被保険者	私学共済 厚生年金 被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)				第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)

[MEMO] 基礎年金番号について

公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が、基礎年金番号として付番されます。この番号は加入年金制度を異動しても変わらない生涯不変の1人1番号とされています。共済の加入期間しかない方は、国民年金手帳を持っていません。代わりに、平成9年に「基礎年金番号通知書」が発行されています。紛失した場合の再発行は年金事務所に依頼してください。

なお、国民年金手帳は手帳形式を廃止して通知のみとすることになり、令和4年4月1日より「基礎年金番号通知書」に切り替えられました。

(2) 年金給付の種類

事由	制度	国民年金 (日本年金機構から給付)	厚生年金 (公立学校共済組合等から給付)
	老齢 (退職)	64歳まで	—
	65歳から	老齢基礎年金	本来支給の老齢厚生年金
障害		障害基礎年金	障害厚生年金
死亡		遺族基礎年金	遺族厚生年金

- ・ 一定の支給要件を満たしているときに受給できます。
- ・ 被用者年金が一元化された日(平成27年10月1日)より前に受給権を取得した場合は、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金が支給されます。

(3) 被用者年金制度の一元化について

平成 24 年 8 月 22 日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度は厚生年金に一元化されました。

これは、今後の少子・高齢化の進展に備えるため、年金制度の規模を拡大して財政の安定を図るとともに、公務員と民間企業の会社員が同一の年金制度に加入することで、公的年金制度全体での公平性を保つためです。2 階部分の年金は厚生年金保険に統一され、共済年金と厚生年金保険の制度的な差異は厚生年金保険にそろえて解消されています。

また、職域年金相当部分は公的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」という制度が創設されています。

【平成 27 年 9 月 30 日まで】

共済年金				
		職域年金相当部分*		↑ 3 階部分 ↑ 2 階部分 ↓ 1 階部分
	厚生年金保険	厚生年金相当部分		
国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	
自営業者等 〈第 1 号被保険者〉	民間会社員等 〈第 2 号被保険者〉	公務員等 〈第 2 号被保険者〉	第 2 号被保険者の 被扶養配偶者 〈第 2 号被保険者〉	

【平成 27 年 10 月 1 日以降】

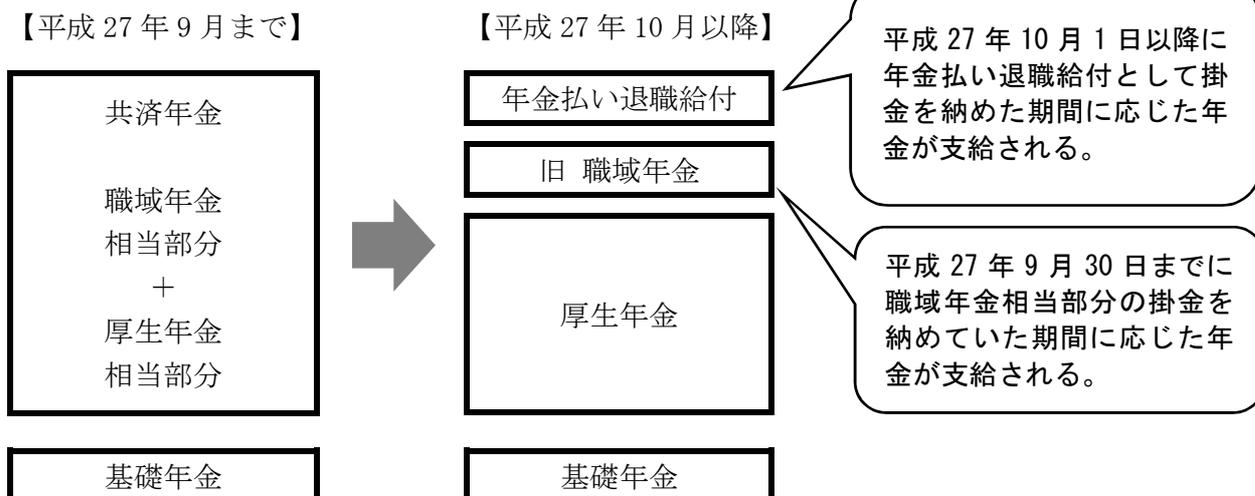
厚生年金保険				
国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)	↑ 2 階部分 ↓ 1 階部分
自営業者等 〈第 1 号被保険者〉	民間会社員等 〈第 2 号被保険者〉	公務員等 〈第 2 号被保険者〉	第 2 号被保険者の 被扶養配偶者 〈第 2 号被保険者〉	

※ 従来職域年金相当部分の掛金を現役組合員から徴収しない。
(職域年金相当部分については世代間扶養が行われる)

※ 職域年金相当部分の取扱い

- ・平成 27 年 9 月 30 日までに共済年金の受給権が発生した場合
⇒ 年金の受給権がある間は従前どおり、職域年金相当部分が支給される。
- ・平成 27 年 10 月 1 日以降に年金の受給権が発生した場合
⇒ 職域年金相当部分の掛金を納めていた期間に応じた年金が「旧職域部分」として支給される。(経過措置が設けられる) ただし、職域年金相当部分の掛金を納めていた期間を有する者が平成 27 年 10 月以降に公務外で死亡した場合の遺族給付は、旧職域部分は支給されない。
⇒ 平成 27 年 10 月 1 日以降も引き続き組合員として在職している場合は、「年金払い退職給付」と呼ばれる新たに創設された制度が適用される。

○平成 27 年 10 月以降の年金給付のイメージ



(4)年金額の改定

年金額は、毎年の「物価」「賃金」の上昇や下落に応じて、翌年度の年金額を改定(増額や減額)することとなっています。

ただし、年金水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、物価や賃金の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させる「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みが導入されています。

平成 28 年 12 月に成立した、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、年金額の改定ルールが見直されました。

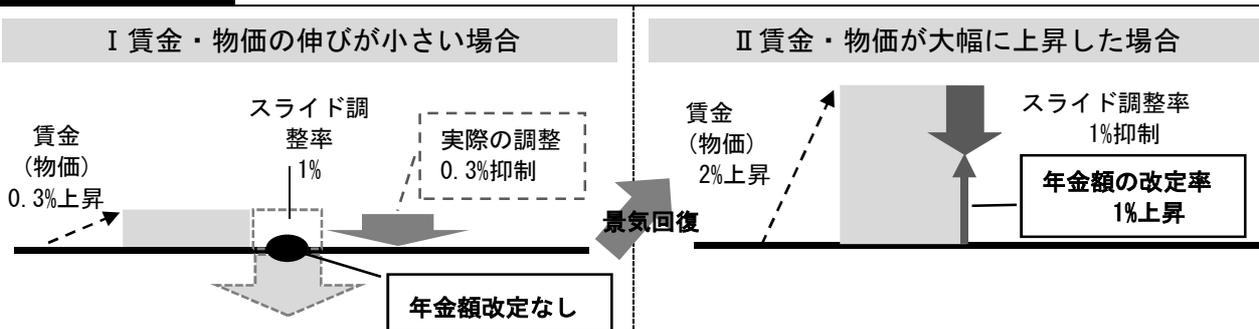
今までの年金額改定ルール

年金額は、賃金・物価の変動に応じて毎年度改定されます。

保険料収入等限られた財源の中で、年金の給付水準を調整する仕組みとして、「マクロ経済スライド」が導入されています。具体的には、賃金・物価による年金額の伸びから、平均余命の伸びや現役世代の減少を考慮した「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなっています。ただし、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を引き下げる調整は行わない措置(名目加減措置)がとられています。

改正前イメージ図

賃金(物価)上昇が 0.3%から 2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も 1%と仮定したときの例



・年金額の名目下減を維持(現在の高齢世代に配慮)
→スライド調整率 1%のうち、賃金(物価)上昇分(0.3%)のみ調整する。

・ I の未調整分(0.7%)の調整はしない。

平成 30 年 4 月から

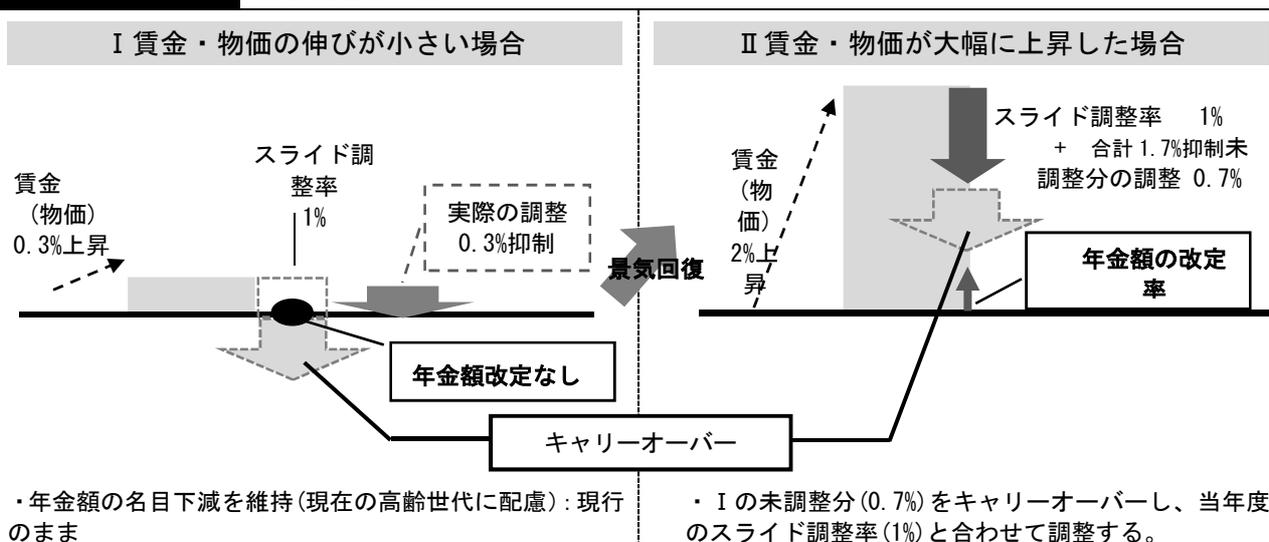
マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、上図Ⅱの例のように賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。

そのため、名目加減措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき、または下落したときに調整できず繰り越した未調整分を賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されました。これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

改正後イメージ図

賃金(物価)上昇が 0.3%から 2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も 1%と仮定したときの例



令和 3 年 4 月から

賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が減額されるか、改定なしとされています。

令和 3 年 4 月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。

2 退職したあとの年金

(1) 支給開始年齢

老齢厚生年金は、原則として 65 歳から支給開始になりますが、特例により 65 歳に達する前に特別支給の老齢厚生年金が支給されます。この特別支給の老齢厚生年金は、65 歳からは本来支給の老齢厚生年金に切り替わり、あわせて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。(実施機関ごとに、その実施機関に加入した期間(平成 27 年 10 月の被用者年金一元化前の期間を含みます。))について決定します。)

なお、20 ページのイメージ図のとおり、特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)の支給開始年齢は、昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた方から生年月日に応じて 61 歳から 64 歳まで段階的に引き上げられ、昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方は特別支給の老齢厚生年金の適用がなくなり、65 歳から老齢厚生年金が支給されることとなります。

この支給開始年齢の引き上げに伴い、昭和 28 年 4 月 2 日以降に生まれた方は、支給開始年齢前であっても、60 歳以上であれば特別支給の老齢厚生年金(退職共済年金)を繰り上げ受給できるようになりました。

また、昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方の場合は、本来支給の老齢厚生年金を繰り上げることができます。

詳細は 30 ページの「老齢厚生年金・退職共済年金の繰上げ支給制度」を参照ください。

支給開始年齢引き上げイメージ

生年月日	60 歳	65 歳
昭和 16 年 4 月 2 日から 昭和 18 年 4 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金* 61 歳～ (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和 18 年 4 月 2 日から 昭和 20 年 4 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金* 62 歳～ (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和 20 年 4 月 2 日～ 昭和 22 年 4 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金* 63 歳～ (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和 22 年 4 月 2 日～ 昭和 24 年 4 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金* 64 歳～ (定額部分)	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和 24 年 4 月 2 日から 昭和 25 年 10 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金*	退職共済年金* 老齢基礎年金
昭和 25 年 10 月 2 日から 昭和 28 年 4 月 1 日まで	特別支給の退職共済年金*	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 28 年 4 月 2 日から 昭和 29 年 10 月 1 日まで	61 歳～ 特別支給の退職共済年金*	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 29 年 10 月 2 日から 昭和 30 年 4 月 1 日まで	61 歳～ 特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 30 年 4 月 2 日から 昭和 32 年 4 月 1 日まで	62 歳～ 特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 32 年 4 月 2 日から 昭和 34 年 4 月 1 日まで	63 歳～ 特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 34 年 4 月 2 日から 昭和 36 年 4 月 1 日まで	64 歳～ 特別支給の退職共済年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和 36 年 4 月 2 日以降		老齢厚生年金 老齢基礎年金

は共済組合が、 は日本年金機構が給付を行う年金です。
 * 平成 27 年 10 月の被用者年金一元化前に受給権が発生するため、「退職共済年金」として裁定されています。

(2) 本来支給の老齢厚生年金

① 受給資格(支給要件)

次の(ア)～(ウ)を全て満たしたとき受給権を取得します。

(ア) 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。

(イ) 受給資格期間が10年以上あること。

(ウ) 65歳に達したとき。

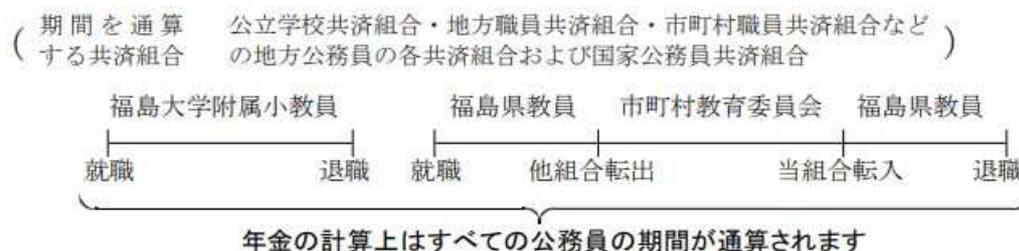
厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者(一般・国共済・地共済・私学共済)であった期間をいいます。平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。

被保険者となった月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までの期間をいい、休職、育児休業等の期間も含めた月単位で計算されます。

[MEMO] 公務員共済加入期間の通算

地方公務員の共済組合および国家公務員の共済組合に加入していた公務員の組合員期間は、すべてひとつの組合員期間として通算され、年金額の算定基礎となります。公務員共済加入期間にかかる年金は最後に所属していた共済組合から支給されます。



受給資格期間

受給資格期間とは、次のアからウまでの期間を合計した期間をいいます。年金を受給するためには、原則として、合計10年以上の受給資格期間があることが必要です。

ア 厚生年金被保険者期間

イ 国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。)および国民年金の保険料免除期間

ウ 合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等をいいます。)

② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 65歳の誕生日の前日

支給開始 : 受給権発生日の属する月の翌月分から

(例)誕生日が4月2日の場合: 受給権発生日は4月1日、年金支給は5月分から

誕生日が4月1日の場合: 受給権発生日は3月31日、年金支給は4月分から

③ 年金額の計算

昭和 24 年 4 月 2 日以降に生まれた方の年金は、次の合計額を支給します。

なお、平成 12 年の法律改正によって、報酬比例部分・経過的職域加算の乗率が 5%引き下げられました。このことによる急激な年金額の下落を防ぐために、「本来の額」と「5%適正化前の従前額」を比較して、いずれか高額な方の額の年金が自動的に支給される仕組みとなっています。以下の計算式は「本来の額」のものであります。

老齢厚生年金 (本来支給)	=	a 報酬比例 部分	+	b 経過的 職域加算	+	c 経過的 加算額	+	d 加給年金額 (該当者のみ)
------------------	---	--------------	---	---------------	---	--------------	---	--------------------

a 報酬比例部分

在職中の報酬等と被保険者(組合員)期間を基に計算した額です。平成 15 年 4 月から、期末手当等も含めて保険料(掛金)・年金額算定の基礎とする「総報酬制」が導入され、平成 27 年 10 月からは、基本給に手当率を乗じて年金額等を算定する「手当率制」から、実際に支給された基本給および諸手当等を合わせた額を基礎として保険料(掛金)・年金額を算定する厚生年金と同様の「標準報酬制」に移行しました。期間ごとに以下の計算式で算定されたものの合計となります。

A	平成 15 年 3 月 31 日までの期間 平均給料月額 × 7.125/1000 × 被保険者(組合員)月数
B	平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の期間 平均給与月額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数
C	平成 27 年 10 月 1 日以降の期間 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数

b 経過的職域加算

被用者年金制度の一元化によって、共済組合の 3 階部分としての職域年金は廃止されました。経過措置として、平成 27 年 9 月 30 日以前の組合員期間がある人は、旧職域年金相当部分の年金を、経過的職域加算として受けられます。報酬比例部分と同様、期間ごとに以下の計算式で算定されたものの合計です。

A	平成 15 年 3 月 31 日までの期間 平均給料月額 × 1.425/1000 ^{※1} × 被保険者(組合員)月数
^{※1} 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.713/1000	
B	平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の期間 平均給料月額 × 1.096/1000 ^{※2} × 被保険者(組合員)月数
^{※2} 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.548/1000	

平均給料月額・平均給与月額・平均標準報酬額

厚生年金の給付額の計算の基礎となるもので、期間ごとに以下の式により求めます。

〔総報酬制導入前（平成 15 年 3 月以前）〕

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

〔総報酬制導入後（平成 15 年 4 月以降平成 27 年 9 月以前）〕

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額} + \text{「期末手当等} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

〔総報酬制移行後（平成 27 年 10 月以降）〕

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

給料の額、期末手当等

標準報酬制移行前の期間に係る算出に使います。掛金の標準となる給料に教職調整額、加算額および給料の調整額が支給されている場合は、それを加えた額が給料月額になります。上下限が設けられており、一般職の場合、下限は 79,000 円、上限は 496,000 円とされています。

期末手当等の額は期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当をいいます。上限が設けられており、1,500,000 円とされています。

再評価率

給料を年金決定(改定)時点の価値に換算する率のことです。年度ごとの物価変動率、各名目手取り賃金変動率等を基準として、毎年度改定することとされています。

手当率

一般職の職員は 1.25、特別職の職員は 1 とされています。

標準報酬月額

毎年 4 月から 6 月までの報酬(基本給と諸手当の支給額)を合算し、1 か月当たりの平均額(報酬月額)を求め、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」が決定され、その年の 9 月から翌年の 8 月までの年金保険料掛金・掛金の算定基礎額になります。標準報酬月額には上下限が設けられており、下限は 88,000 円、上限は 650,000 円とされています。

標準賞与額

期末勤勉手当の 1,000 円未満の端数を切り捨てた額です。上限が設けられており、1 回当たり 1,500,000 円とされています。

c 経過的加算額

経過的加算額とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢基礎年金相当額を引いた額のことです。

定額部分の額の単価が老齢基礎年金の単価を上回っているため、その差額を65歳以降も引き続き老齢厚生年金として支給すること、老齢基礎年金の年金額の計算基礎となっていない、昭和36年4月1日前の期間、20歳前及び60歳以降の組合員期間に係る定額部分相当額を老齢厚生年金として支給することから加算されます。

昭和24年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されませんが、経過的加算額は支給されます。

定額部分の計算式

$$1,657 \text{ 円 (67 歳以下の単価)} \times 1.000 \text{ (改定率)} \times \text{被保険者(組合員)月数 (480 月限度)}$$

d 加給年金額

加給年金額は、組合員期間(被保険者期間)が20年以上ある方で、老齢厚生年金の満額支給開始年齢に達した当時から引き続き受給権者と生計を共にしていた年収850万円(所得655.5万円)未満の次の方があるときに支給されます。

- 65歳未満の配偶者
- 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子(障がい等級1級または2級に該当する未婚の子は20歳未満まで)

加給年金額(令和5年4月から)

配偶者	228,700 円
子(2人まで1人につき)	228,700 円
子(3人目から1人につき)	76,200 円

また、配偶者の加給年金額は、**受給権者の生年月日**に応じて加算があり、加算された加給年金額は下図のとおりです。

加算後の加給年金額(加給年金額(228,700円) + 加算額 = 加算後の加給年金額)

受給権者の生年月日	加算額	加算後の加給年金額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,800 円	262,500 円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	67,500 円	296,200 円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	101,300 円	330,000 円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	135,000 円	363,700 円
昭和18年4月2日～	168,600 円	397,500 円

ただし、次の(ア)に該当すると加給年金額は支給停止になり、(イ)～(エ)に該当すると失権し加給年金額の受給権がなくなります。

〔支給停止〕

(ア) 加給年金額対象者である配偶者が、加入期間20年以上*の老齢厚生年金(退職共済年金)または障害年金を受給するとき。

* 2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を有している場合で、合算して20年以上になるときも支給停止。

〔失権〕

- (イ) 配偶者が 65 歳に達したとき。(受給権者またはその配偶者が大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方を除く。)
- (ウ) 子が 18 歳に達する日の属する年度末に達したとき。(障がい等級 1 級または 2 級に該当する子は 20 歳に達したとき。)
- (エ) 加給年金額の対象者が死亡したとき。または受給権者と離婚、離縁したとき、そのほか受給権者との生計維持関係がなくなったとき。

〔MEMO〕 加給年金額について

加給年金額の対象となっている配偶者が 65 歳に達すると、配偶者自身に国民年金制度の老齢基礎年金が支給されることとなるため、配偶者を対象とした加給年金額は打ち切られます。

また、2 つ以上の種別の期間を有しており、それぞれの年金給付を受ける者は、受給権発生が早いまたは被保険者期間が長い 1 つの年金給付に加算されます。

④ 在職中の年金決定

①の受給資格(支給要件)を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても老齢厚生年金の受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

ただし、再任用フルタイム職員などで在職中(一般組合員・厚生年金被保険者である間)は、給料(給与)と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。詳しくは 53 ページを参照ください。

⑤ 過去に受給した一時金の返還

過去に共済組合から退職一時金を受給した方が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金を受給する権利を有することになったとき、またはその方の遺族が遺族厚生年金を受給する権利を有することになったときは、原則として、その一時金受給額に経過利息(複利)を付して返還することになります。

○ 返還対象の一時金

次の(ア) (イ)などの退職一時金の算定基礎の期間は、そのままでは年金額の算定期間に算入されませんが、一時金を年金請求する共済組合に利子と共に返還することで、年金額の算定期間に算入されます。退職給与金、一時恩給についても同様に扱います。

(ア) 雇員から吏員に昇任した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時

(イ) 昭和 54 年 12 月 31 日以前に公務員を退職した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時金等

なお、組合員期間が 20 年未満の方で、原資控除を受けずに退職一時金を全額受領した期間は、年金額計算の基礎期間に算入できないため、返還の必要はありません。

○ 返還額の計算方法

一時金の返還額は、原則としてその一時金受給額と経過利息(複利)です。

利子(利息)は、一時金を受給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受給する権利を有することになった日の属する月までの期間に応じて、下表に掲げる区分及び利率を用いた複利計算により算定します。

<経過利息にかかる利率>

期間	利率 (%/年)
平成 13 年 3 月までの期間	5.5
平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの期間	4.0
平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間	1.6
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの期間	2.3
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間	2.6
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの期間	3.0
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの期間	3.2
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの期間	1.8
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの期間	1.9
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間	2.0
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間	2.2
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの期間	2.6
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間	1.7
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間	2.0
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの期間	2.4
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間	2.8
平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの期間	3.1
令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間	1.7
令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間	1.6
令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの期間	1.7
令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間	2.0
令和 9 年 4 月からの期間	2.1

○ 一時金の返還方法

年金の請求時に選択する次の(ア)又は(イ)の方法により行います。

- (ア) 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。
- (イ) 1年以内に現金で全額又は分割して返還する。

⑥ 離婚時等の年金分割制度

離婚等の場合に、当事者の合意または裁判所の決定があれば、年金を分割できます。

具体的には、婚姻期間中に納めた掛金の標準となった給料および期末手当等の総額を双方の按分割合で分割(上限は当事者双方の婚姻期間中の合計の半分)し、分割後の給料および期末手当等の額に基づいて計算された年金が、それぞれ(自身の年金受給権発生後)に支給されます。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚した場合のみに適用されます。

また、平成 20 年 4 月 1 日以降には、被扶養配偶者(国民年金第 3 号被保険者)を有する組合員が負担した掛金は、夫婦が共同して負担したものであるとみなし、離婚等をした場合に、配偶者の共済年金の2分の1を分割する仕組みが導入されました。

具体的には、国民年金第3号被保険者期間(平成20年4月1日以降の期間に限ります。)に配偶者が納めた掛金の標準となった給料および期末手当等の総額の2分の1を、当事者の合意なしでも分割することができます。

なお、年金分割の請求期限は、原則として、離婚後2年間です。

⑦ 受給権者の申出による支給停止

年金受給権が発生している方は、意思により請求を行わず、年金を辞退することができます。

⑧ 老齢厚生年金の繰下げ支給制度

本来支給の老齢厚生年金は65歳から支給されますが、66歳になる前に年金請求手続きをしなければ、66歳以降の希望する年齢まで支給開始を繰り下げることができます。

この場合の年金額は、本来支給の年金額に、繰下げ期間に応じて政令で定める額が加算された額です

なお、繰下げを希望する場合には、65歳前に書面で申出をすることになります。

⑨ 請求方法

在職中および退職時に請求する方は、支部に請求書を提出してください。

在職中に年金が決定となった方は、退職時に改定請求書を支部に提出してください。

退職されている方は、請求書を本部から取り寄せ、本部に直接提出してください。

詳細は45ページの「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

障害年金又は遺族年金の受給権者は、老齢厚生年金(退職共済年金)とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は54ページの「2つ以上の年金の選択」を参照ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

⑩ 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、その場合は速やかに公立学校共済組合あるいは年金事務所に連絡してください。この時、要件を満たす遺族があれば、遺族年金を受給することができます。

(3) 老齢基礎年金(65歳から支給される国民年金)

① 概要

国民年金制度に基づき、日本年金機構から支給される年金です。

② 受給資格(支給要件)

次の(ア)(イ)を満たしたとき、受給権を取得し、老齢基礎年金が支給されます。

(ア) 国民年金加入(組合員期間等)が10年以上あること。

(イ) 原則として65歳に達したとき。

老齢基礎年金の受給資格となる期間には、国民年金の加入期間のほかに、昭和36年4月1日以降の(20歳以上60歳未満の)組合員期間および厚生年金、私学共済の加入期間や合算対象期間なども含まれます。

合算対象期間

国民年金の任意加入の対象となる期間であって、任意加入しなかった期間のことをいいます。この期間は、保険料納付済期間および保険料免除期間と合算され基礎年金の受給資格の有無を確認するための期間ですが、年金額計算には反映されない期間(いわゆる「カラ期間」)です。

③ 年金額の計算

原則として、国民年金に480月(40年)加入した場合、老齢基礎年金は795,000円(67歳以下の方の場合)が支給されます。

ただし、加入期間が480月未満の方は、その加入期間(月数)に応じた割合の年金額が支給されます。

(老齢基礎年金額の計算式)

$$\text{老齢基礎年金額} = 795,000 \text{円}$$

$$\times \frac{\text{昭和36年4月以降の「20歳～60歳」の組合員期間等月数}}{\text{国民年金加入可能期間月数}}$$

昭和16年4月1日以前に生まれた方は、国民年金加入可能期間月数について生年月日に応じた経過措置があります。老齢基礎年金の額の算定基礎となる期間には、国民年金の加入期間のほか、昭和36年4月1日以降の(20歳以上60歳未満の)組合員期間および厚生年金、私学共済の加入期間(被保険者期間)なども含まれます。

ただし、一時金を受領した期間や合算対象期間など老齢基礎年金の額の算定の基礎とならない期間があります。

④ 支給の繰上げ・繰下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば、支給開始年齢を60歳まで繰上げ、または66歳以降に繰下げて受給することもできます。繰上げ支給が繰上げの月数に応じて減額されるのに対し、繰下げ支給は繰下げ月数に応じて増額されることとなりますが、繰上げ支給を選択すると、老齢基礎年金は65歳以降も減額されたままです。

また、原則として、(65歳まで可能な)障害年金の請求ができなくなりますので、特に繰上げ支給については、ご自身の健康や老後の経済設計などを考えて慎重に決める必要があります。

減額率・増額率の計算は次のようになります。

60歳～64歳の繰上げ減 $0.4\% \times$ 繰上げた月数 (減額率の最高は24%)

66歳～75歳の繰下げ減 $0.7\% \times$ 繰下げた月数 (増額率の最高は84%)

<老齢基礎年金の減額率と増額率の目安>

繰上げ支給の場合			繰下げ支給の場合		
繰上げ (60歳から64歳、減額される)			繰下げ (66歳から75歳、増額される)		
60歳	減額率 24.0%	支給率 76.0%	66歳	増額率 8.4%	支給率 108.4%
61歳	減額率 19.2%	支給率 80.8%	67歳	増額率 16.8%	支給率 116.8%
62歳	減額率 14.4%	支給率 85.6%	68歳	増額率 25.2%	支給率 125.2%
63歳	減額率 9.6%	支給率 90.4%	69歳	増額率 33.6%	支給率 133.6%
64歳	減額率 4.8%	支給率 95.2%	70歳	増額率 42.0%	支給率 142.0%
			71歳	増額率 50.4%	支給率 150.4%
			72歳	増額率 58.8%	支給率 158.8%
			73歳	増額率 67.2%	支給率 167.2%
			74歳	増額率 75.6%	支給率 175.6%
			75歳	増額率 84.0%	支給率 184.0%

⑤ 請求方法

単一共済者には、65歳に達する月の前月に本部から(在職者の場合は支部から)請求書を送付します。混在者には、日本年金機構から請求書が送付されます。送付のあった実施機関に提出してください。

なお、65歳より前に繰上げ支給を希望する場合は、老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行う必要があります。本部に(在職者の場合は支部に)連絡し、請求書を入手し、送付のあった実施機関に提出してください。

障害年金または遺族年金の受給権者は、老齢基礎年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することとなります。詳細は54ページの「2つ以上の年金の選択」を参照ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

⑥ 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、その場合は、年金事務所あるいは公立学校共済組合に速やかに連絡してください。

老齢厚生年金・退職共済年金の繰上げ支給制度

特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに伴い、受給資格を満たす昭和28年4月2日以降生まれの方は、支給開始年齢前であっても60歳以上であれば、月単位で年金を繰り上げて受給することができるようになりました。

1 繰上げ請求する際の注意点

- (1) 年金額は、繰上げ月数ひと月当たり0.4%減額されます。
- (2) 一度請求すると、取り消しや変更はできません。一度決まった減額率は生涯変わりません。
- (3) 在職中も請求できますが、一般組合員である間は、給料(給与)と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があるため繰上げするメリットが少なくなる可能性があります。
- (4) 老齢基礎年金の繰上げ請求と同時に行う必要があります。2つ以上の種別の老齢厚生年金を受給できる方は、それらも同時に繰上げ請求する必要があります。
- (5) 繰上げ請求した場合は、「事後重症による障害厚生年金・障害基礎年金の請求」「国民年金の任意加入」ができなくなります。

2 事務手続

- (1) 「厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金 支給繰上げ請求書」(以下「繰上げ請求書」という。)と「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」を、自分が加入したことのある年金制度の窓口機関に提出します。どの窓口提出するかは、請求者が任意に選ぶことができます。

例) 厚生年金と公立学校共済組合に加入したことがある組合員の場合、年金事務所が公立学校共済組合のどちらかに請求することになります。

- (2) 最初の窓口での受付日が、繰上げ請求日(=各年金の受給権発生日)となります。

※ 60歳で退職する方又は定年退職後再任用フルタイム職員等となった方が、退職後すぐに繰上げ受給を希望する場合は、在職中に公立学校共済組合福島支部(福利課)に申し出てください。繰上げ請求書等の必要書類をお送りします。

それ以外の場合は、公立学校共済組合本部に連絡してください。

(4) 年金払い退職給付

① 概要

被用者年金制度の一元化(平成 27 年 10 月 1 日施行)に伴い、改正前の共済年金における 3 階部分(職域部分)は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の 3 種類の給付があります。

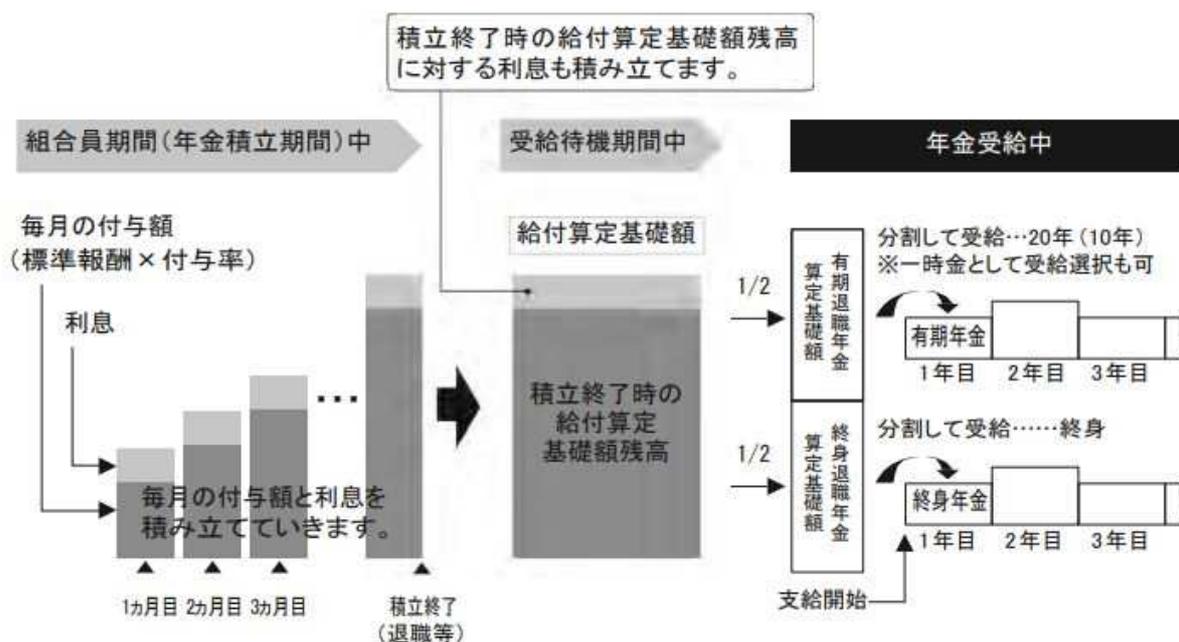
1 年金積立時

毎月の付与額と利息を退職時(積立終了時)まで積み立てます。この積み立てられた総額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

2 年金受給時

給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。受給は原則として 65 歳からですが、60 歳から繰上げ又は 75 歳まで繰り下げて受給することもできます。

積立時と受給時のイメージ



将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は、大切に保管してください。

② 退職年金の計算について

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間(平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間も対象になります。)を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。

1 有期退職年金

有期退職年金は、有期退職年金算定基礎額 ÷ 有期年金現価率 で計算されます。

受給権発生年度の有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の2分の1の額です。

ただし、組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。

有期退職年金の支給期間は240月(申出により120月に短縮できます)です。

有期年金現価率は、有期退職年金の支給残月数に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

また、有期退職年金を一時金として受け取ることもできます。

2 終身退職年金

終身退職年金は、終身退職年金算定基礎額 ÷ 終身年金現価率 で計算されます。

受給権発生年度の終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の2分の1の額となります。

ただし、組合員期間が10年未満の方は、4分の1の額となります。

終身年金現価率は、受給権者の年齢に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。

③ 年金の試算

現在の給付算定基礎額を基にした65歳からの有期退職年金、終身退職年金を試算できます。

- ・ 「給付算定基礎額残高通知書」に掲載されている「⑨給付算定基礎額等合計」を1/2し、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を算出します。
- ・ 有期退職年金は、有期退職年金算定基礎額を有期年金現価率(令和4年10月から令和5年9月まで、240月の場合は19.959725、120月の場合は9.989841)で除して計算します。
- ・ 終身退職年金は、終身退職年金算定基礎額を終身年金現価率(令和4年10月から令和5年9月まで、65歳は22.972879)で除して計算します。

3 障がいの状態になったときの年金等

組合員が在職中の病気やケガによって、障害等級が3級以上に該当する障がいの状態になったときに、その障害等級に応じて共済組合から障害厚生年金が支給されます。

また、障害等級が1級または2級のときは、日本年金機構から障害基礎年金があわせて支給されます。

在職中に決定されても障害厚生年金は支給停止にはなりません。同一の傷病について障害厚生年金と傷病手当金の支給を受けることができる場合、傷病手当金が調整されることになります。

障害厚生年金を請求する場合は、「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、該当すると思われるときは支部までご連絡ください。

(1) 障害厚生年金

保険料納付要件を満たした上で、受給要件のいずれかに該当するときに受給権を取得し障害等級に応じた障害厚生年金が受給権を取得した日の属する月の翌月分から支給されます。

① 保険料納付要件

初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要です。

- (ア) 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- (イ) 初診日が令和8年3月31日以前で初診日に65歳未満である場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に国民年金の保険料未納期間がないこと。

② 受給要件

- (ア) 組合員(厚生年金被保険者)である間に初診日がある病気やケガにより、障害認定日に障害等級1級から3級に該当する障がいの状態にあるとき。障害等級表については37ページを参照してください。
- (イ) 障害認定日に障害等級1級から3級程度に該当しなかった者が、その後65歳に達する日の前日までに障害等級1級から3級程度に該当したとき。(事後重症)
- (ウ) 組合員(厚生年金被保険者)である間に初診日のある障がい(基準障害)と、その初診日以前に初診日があるその他の傷病による障がいを併合して、基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに障害等級が1級または2級程度に該当したとき。(基準障害)

用語解説

「初診日」とは、その傷病について初めて医師の診断を受けた日のこと。

「障害認定日」とは、原則として初診日から起算して1年6月を経過した日のこと。

初診日から1年6月を経過する前に次の表にある傷病の状態となった場合、障害認定日を待たず当該日が障害認定日となります。

〈障害認定日の特例（特例症例）〉

症例	障害認定日とされる日
上肢・下肢を切断または離断	切断または離断したその日
人工骨頭・人工関節の挿入置換	挿入置換したその日
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)、人工弁、人工心臓(補助人工心臓を含む)、CRT、CRT-Dを装着	装着したその日
心臓移植	移植したその日
人工血管(ステンドグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換したその日
人工透析療法施行	開始日から3ヶ月経過した日
新膀胱造設	造設したその日
人工肛門造設・尿路変更術施行	造設・施行から6ヶ月経過した日
咽頭全摘出	摘出したその日
在宅酸素療法を行っている	療法を開始したその日
遷延性植物状態	その状態に至った日から起算して3ヶ月経過した日
脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6ヶ月経過した日以降で症状が固定した日

③ 年金額の計算

障害共済年金には、公務・通勤災害(公務等)の場合にあつては別の算定式がありましたが、障害厚生年金には公務等の特例はなく、老齢厚生年金の計算式と同じものを使用します。

ただし、計算式中の被保険者期間および平均標準報酬(月)額の算出期間は、障害認定日の属する月までとなります。

通勤を除く公務災害により障がいの状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

$$\boxed{\text{障害厚生年金}} = \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{加給年金額 (該当者のみ)}}$$

障害等級3級の場合、報酬比例部分の最低保障額は596,300円(67歳以下の方の場合)です。加給年金額は、障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者で、65歳未満かつ生計を共にしている年収850万円(所得655.5万円)未満の配偶者がいるときに支給されます。

平成23年3月までは、障害年金受給権発生時点で加給年金額の加算要件を満たしている場合のみ加給年金額が加算されていましたが、平成23年4月の障害年金加算改善法施行により、平成23年4月からは障害年金受給権発生以後に加給年金額の加算要件を満たした場合にも、届け出により新たに加給年金額が加算されることになりました。

初診日が平成27年9月以前にある場合に限り、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額」として支給します。老齢厚生年金の経過的職域加算額と同じ計算式を使用し、計算式中の被保険者期間および平均給料(与)月額額の算出期間は、障害認定日の属する月までとなります。

④ 請求方法

障害厚生年金の請求書は、退職後・在職中ともに共済組合支部に提出してください。

退職(老齢)年金または遺族年金の受給権者は、障害厚生年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は54ページの「2つ以上の年金の選択」を参照してください。

⑤ 障がいの程度が変わった場合

障害厚生年金の受給権者の障がいの程度が増進した場合は、増進請求によりその障がいの程度に応じて障害厚生年金の額が改定されます。

ただし、3級の障害厚生年金受給権者が65歳以上で増進しても改定請求はできません。(過去に支給事由を同じくする障害基礎年金の受給権を有する方を除く。)

障がいが軽くなり障害等級に該当しなくなった場合は、支給が停止されます。

また3級にも該当しないまま65歳になると(65歳になったときに3年を経過していないときは3年を経過したとき)、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。該当すると思われるときは、本部までご連絡ください。

⑥ 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、その場合は速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。

なお、障害等級1級および2級の受給権者が死亡したとき、要件を満たす遺族がいれば、遺族厚生年金を受給することができます。

また、障がいの程度が3級以上に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で3年を経過したとき、または65歳に達したときは失権します。

(2) 障害基礎年金

障害等級が1級または2級に該当する方に、日本年金機構から障害等級に応じた障害基礎年金が障害厚生年金とあわせて支給されます。

① 保険料納付要件

(1)の①と同様の要件を満たす必要があります。

② 年金額(令和5年4月から)

年金額は定額で次のとおりです。(67歳以下の方の場合)

障害等級	年金額
1級	993,750円
2級	795,000円

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子、または障害等級1級又は2級に該当する20歳未満の未婚の子がいるとき、次の額が加算されます。

2人目まで1人につき 228,700円	3人目から1人につき 76,200円
------------------------	-----------------------

③ 請求方法

障害厚生年金とあわせて支部に請求書を提出してください。その他の書類については支部からご案内します。

なお、障害基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

④ 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、速やかに年金事務所または公立学校共済組合本部に連絡してください。

(3) 障害手当金

下記の要件を満たす障がいの状態にある者に支給されます。(在職中でも可。)

- ア 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- イ 障がいの原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、その治った日(以下「治った日」といいます。)に障害厚生年金を受けることができない程度の障がいの状態であること。
- ウ (1)の①と同じ保険料の納付要件を満たしていること。
- エ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- オ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

① 支給額

支給額は、公務外の障害等級 3 級における障害厚生年金の 2 年分相当額です。

② 請求方法

受給権発生時に請求書を支部に提出してください。

障害等級表 (公立学校共済組合)

区分	1 級	2 級	3 級
眼(矯正視力)	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの	両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
聴力	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが 40cm 以上では通常の話声を解せないもの
平衡機能	—	平衡機能に著しい障がい を有するもの	神経系統に、労働が著しい 制限を受ける程度の障 がいを残すもの
そしゃく機能	—	そしゃくの機能を欠くも の	そしゃくの機能に相当程 度の障がいを残すもの
言語機能	—	音声又は言語機能に著し い障がいを有するもの	言語の機能に相当程度の 障がいを残すもの
上肢	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活の用を 弁ずることを不能ならし める程度のも	機能・欠損・変形の障がい であって日常生活が著し い制限を受ける程度のも の	機能・欠損・変形の障がい であって労働が著しい制 限を受ける程度のも
下肢	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって日常生活 の用を弁ずることを不能 ならしめる程度のも	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって日常生活 が著しい制限を受ける程 度のも	機能・欠損・変形・短縮の 障がいであって労働が著 しい制限を受ける程度 のも
体幹 脊柱	体幹の機能に座っている ことができない程度又は 立ち上がることができな い程度の障がいを有する もの	体幹の機能に歩くことが できない程度の障がいを 有するもの	脊柱の機能に著しい障が いを残すもの
肢体	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活の用を弁ずることを 不能ならしめる程度のも	身体の機能の障がい又は 長期にわたる安静を必要 とする病状があり、日常 生活が著しい制限を受け る程度のも	身体の機能に労働が著し い制限を受ける程度の障 がいを残すもの
精神	精神の障がいであって、 日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程 度のも	精神の障がいがあって、 日常生活が著しい制限を 受ける程度のも	精神又は神経系統に、労 働が著しい制限を受け る程度の障がいを残すもの
その他	日常生活の用を弁ずるこ とを不能ならしめる程 度のも	日常生活が著しい制限を 受ける程度のも	労働が著しい制限を受け る程度の障がいを有する もの
	疾患：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧等		

4 組合員・退職者が死亡したときの年金

組合員が在職中または退職後に死亡したとき、要件を満たす遺族に共済組合及び日本年金機構から遺族厚生年金が支給されます。

また、日本年金機構からは遺族基礎年金が支給されます。

(1) 遺族厚生年金

① 受給資格(支給要件)

組合員または退職者(組合員であった方)が次の(ア)～(エ)のいずれかに該当したとき、遺族に受給権が発生し、遺族厚生年金が支給されます。

ただし、下記の(ア)あるいは(イ)の要件の場合、死亡日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、被保険者期間の2/3に満たないときは、支給されません。

令和8年4月1日より前に亡くなった場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納がなければ、遺族厚生年金の要件を満たすことになります。

なお、(ア)～(ウ)を短期要件、(エ)を長期要件といいます。

(ア)厚生年金被保険者期間に死亡したとき。

(イ)厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。

(ウ)障害の等級が1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金等の受給権者が、死亡したとき。

(エ)受給資格期間が25年以上ある方が、死亡したとき。

② 遺族

遺族とは、組合員または退職者(組合員であった方)の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた方で39ページの表のとおりです。

「その方によって生計を維持されていた方」とは、組合員であった方の死亡の当時に生計を共にしていた方のうち、将来にわたり年収が850万円(所得655.5万円)以上になる見込みのない方をいいますが、遺族となるべき方の年収が850万円(所得655.5万円)以上であっても、受給権が発生した日から5年以内に定年退職などの理由により年収が850万円(所得655.5万円)未満になるときは遺族に該当します。複数の方が遺族に該当するときは、同じ順位であればその遺族の人数により等分して支給されます。

また、一元化に伴い、先順位者が権利を失った場合は次順位者に引き継いで遺族共済年金が払われる転給制度が廃止され、既に決定している遺族共済年金において、平成27年9月30日時点で遺族に認定されている次順位者は、年金制度上の遺族ではなくなりました。

なお、平成27年10月以降に受給権が発生する遺族厚生年金は、組合員または組合員であった方が亡くなられた時点で、夫、父母または祖父母の場合は55歳以上、障がいの状態にある子または孫の場合は、未婚かつ20歳未満である必要があります。

<遺族>

	遺族厚生年金	遺族基礎年金（国民年金）
遺族	① 配偶者および子 ② 父母 ③ 孫 ④ 祖父母	○子のある配偶者および子
	子および孫とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の方、または20歳未満で組合員の死亡当時から障がい等級1級または2級の障がいの状態にある未婚の方	子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の方、または20歳未満で障がい等級1級または2級に該当する未婚の方

③ 年金額の計算

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件)の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

$$\boxed{\text{遺族厚生年金}} = \left(\boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{旧職域相当部分}^*} \right) \times 3/4 + \boxed{\text{中高齢寡婦加算}}$$

一元化前の組合員期間がある場合に限って旧職域年金相当部分が支給されます。一元化後の組合員期間がある場合は、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(長期要件)の年金額については、次の(ア)及び(イ)により計算した額とします。

- (ア)それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて計算を行った上、遺族厚生年金の総額を計算する。
- (イ)その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

④ 中高齢寡婦加算(令和5年度の中高齢寡婦加算の額 596,300円)

中高齢寡婦加算は、遺族厚生年金の受給権者が40歳以上65歳未満の妻である場合に支給され、遺族基礎年金の額に3/4を乗じて得た金額です。ただし、公務員共済の期間と厚生年金の期間を合算して20年以上必要です。

また、遺族厚生年金の権利を取得したときに40歳未満である妻は、40歳になっても中高齢寡婦加算が加算されません。

これは、妻が65歳に達して本人の老齢基礎年金を受給できるようになるまでは遺族厚生年金だけしか支給されないこと、また、中高齢の妻は十分な収入を得る機会も制約されるであろうことなどを考慮したものです。

よって、遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳未満の子等がいることによる国民年金法による遺族基礎年金を受けられるときは、中高齢寡婦加算は加算されません。

なお、昭和31年4月1日以前の生まれの方は、生年月日(＝老齢基礎年金加入可能期間)に応じ「経過的中高齢寡婦加算」として65歳以後も支給されますが、65歳まで支給されていた金額に比べて減額となります。

⑤ 支給停止

受給権者が子のいない夫、父母、祖父母のときは、受給権者が60歳に達するまで支給が停止されます。

また、子は遺族の順位としては配偶者と同位ですが、配偶者が失権しない限り配偶者に支給され子には支給されません。

⑥ 支給調整

地方公務員災害補償法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族厚生年金の一部が支給停止されます。

⑦ 請求方法

年金受給権者または待機者が死亡したときは、遺族厚生年金の受給権者となる遺族が請求書を公立学校共済組合本部あるいは年金事務所から取り寄せ、必要事項を記載のうえ指定の書類を添付し、本部あるいは年金事務所に直接提出してください。詳細は45ページの「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

なお、在職中の組合員が死亡したときは、支部から請求書をお送りしますので、支部に提出してください。

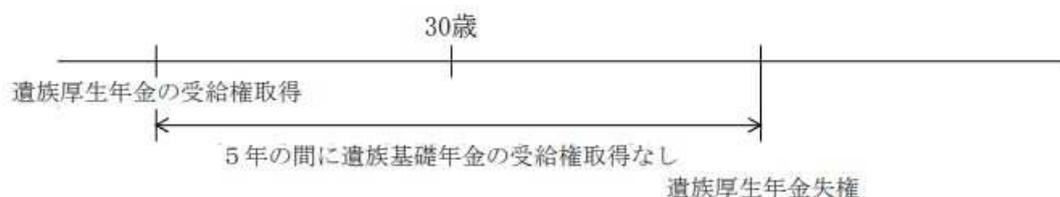
老齢(退職)または障がいの年金の受給権者は、遺族厚生年金とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は54ページの「2つ以上の年金の選択」を参照ください。

⑧ 失権

遺族厚生年金の受給者が次の（ア）～（キ）のいずれかに該当したときは、受給権が消滅しますので、速やかに本部に連絡してください。（（オ）、（キ）を除く。）

- （ア）死亡したとき。
- （イ）婚姻したとき。（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）
- （ウ）直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき。（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。）
- （エ）死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- （オ）子または孫である受給権者（障がい等級の1級または2級に該当する方を除く。）が18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- （カ）障がい等級の1級または2級に該当する子または孫である受給権者が18歳に達した日の属する年度末後に、1級または2級の障がい等級に該当しなくなったとき又は20歳に到達したとき。
- （キ）子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。

- a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



- b 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、その消滅の日から5年を経過したとき。



(2) 遺族基礎年金

① 受給資格(支給要件)

遺族基礎年金を受給することができる遺族は、組合員が死亡した当時、組合員によって生計を維持されていた次の方です。ただし、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

(ア) 死亡した方の配偶者であって、(イ)に該当する子と生計を同じくしている方

(イ) 死亡した方の子であって、18歳に達する日の属する年度末までの間にあり(又は20歳未満で障がい等級の1級または2級に該当)かつ婚姻していない方

② 年金額

年金額は定額で、次のとおりです

<遺族基礎年金の額> ※67歳以下の方の場合

基本額		795,000円
子の加算額	受給権者以外の子2人まで1人につき	228,700円
	受給権者以外の子3人目から1人につき	76,200円

③ 請求方法

遺族厚生年金と同じです。

なお、遺族基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

④ 支給の停止

(ア) 配偶者と子の両方に遺族基礎年金の受給権が生ずるときは、子に対する支給は停止され、配偶者に支給されます。

(イ) 子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子の父または母(離婚等により受給権がない場合の母を含む。)があるときは、その間支給が停止されません。

⑤ 失権

遺族厚生年金の受給権を失ったときは、遺族基礎年金も同時に受給権が消滅します。

また、受給権者である子が配偶者と生計を共にしなくなったときや、障がい等級の1級または2級の状態にある子が20歳になったときも失権します。

失権したときは、公立学校共済組合本部または年金事務所に速やかに連絡してください。

〔提出書類一覧〕

老齢厚生年金

請求時に必要な書類
【請求により本部（または支部）から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付） 年金受給選択申出書（該当者のみ） 障がいを経由とする加給年金額対象者に係る診断書等（該当者のみ）
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍抄本（請求者のもの）または住民票（戸籍謄本を添付する場合は戸籍抄本不要） 雇用保険に加入したことがあるときは、雇用保険被保険者証の写し（該当者のみ） 加給年金額対象者がいるときは以下のもの（該当者のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本及び住民票（世帯全員分） ・ 配偶者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書）の写し ・ 配偶者または子の収入を証明するもの（所得証明書、（非）課税証明書等）

障害厚生年金、障害手当金

請求時に必要な書類
【請求により本部（または支部）から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付） 障害給付請求事由確認書、診断書、病歴・就労状況等申立書 一時金支給額等の受給申立書（該当者のみ）、年金受給選択申出書（該当者のみ） その他請求者の状況に応じた補足書類
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍抄(謄)本 加給年金額対象者がいるときは、世帯全員の住民票 年金証書の写しなど併給調整の対象となる年金の証書番号を確認できる書類（該当者のみ） 加給年金額対象者の所得証明書または（非）課税証明書など（該当者のみ） 加給年金対象配偶者の年金裁定通知書等の写し（該当者のみ）

遺族厚生年金

請求時に必要な書類
【請求により本部（または支部）から送付する書類】
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付） 生計同一関係に関する申立書（該当者のみ） 年金受給選択申出書（該当者のみ） 遺族一時金決定請求書（該当者のみ） 診断書、日常生活に関する申立書（該当者のみ）
【請求者が年金請求のために用意する書類】
戸籍謄本、請求者の住民票（世帯全員分）および亡くなった方の住民票（除票） 請求者の所得証明書または（非）課税証明書 死亡診断書（死体検案書等）（写し可）または死亡届の記載事項証明書 請求者の基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書等）の写し 請求者が年金受給者の場合、最新の年金額改定通知書の写し（該当者のみ） 初診時の傷病名を証する書類（該当者のみ）

- ・ 証明書類については、発行日が受給権発生日以後であり、かつ、請求書提出日前6月以内に交付されたものである必要があります。
- ・ マイナンバー情報連携により、添付書類が省略できる場合があります。
- ・ 昭和36年4月2日以降に生まれた方の提出書類は、今後変更になる場合があります。

5 年金にかかる手続きと届出

年金受給権者および退職者の年金関係の各種データは、すべて公立学校共済組合本部及び日本年金機構に登録されています。

そのため、退職後の各種届出（年金受領金融機関の変更・受給権者の死亡等）、源泉徴収票の発行、年金証書の再発行、年金請求の手続、年金受給額の質問などは、基本的に公立学校共済組合本部が窓口になります。相談・照会については、電話、郵便、FAX等で受け付けておりますので、電話の場合は、年金証書の記号番号（または待機者番号）と氏名を最初にお申し出ください。

また、郵便の場合は、年金証書の記号番号（または待機者番号）、氏名、住所、電話番号、相談・照会事項を記入の上、返信用封筒（宛名明記、切手貼付）を同封し、下記まで送付してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月～金曜日の9:00～17:30)
---------------------	--

各種届出用紙は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

公立学校共済組合本部 「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」 https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月～金曜日の9:00～17:30)
--

(1) 退職時の退職届書の提出と待機者登録

① 退職届書の提出

老齢厚生年金の支給開始年齢到達の有無に関わらず、一般組合員の方は、退職時に退職届書を提出してください。

これにより、一般組合員の年金に関する各種データが日本年金機構及び公立学校共済組合本部に登録され、将来の年金請求を円滑に行うことができます。

地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月1日から長期給付(年金)については一般組合員のみが適用となり、短期組合員は適用除外となりました。正規職員や再任用フルタイム職員等の一般組合員は共済組合に加入しますが、臨時的任用職員等の短期組合員は日本年金機構が所管する第1号厚生年金に加入するなどすることになります。

[MEMO] 再任用フルタイム職員が退職する場合

支給開始年齢に到達し、年金が決定されている場合(繰下待機中の方を除く)は、退職届書とあわせて「就職予定調査票」を提出してください。在職中は年金の全部又は一部が停止されているのでその停止を解き、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、その期間の給料情報を登録して年金額の改定を行うこととなります。

② 待機者登録

退職届書を提出すると、原則として老齢厚生年金の待機者として日本年金機構及び公立学校共済組合本部（年金システム）に登録され、その後、本部から「年金待機者番号」「年金待機者のあんない（パンフレット）」が送付されます。氏名、生年月日、組合員期間（被保険者期間）等を確認の上、年金を請求するまで大切に保管してください。

氏名や住所が変更となった場合は、大切なお知らせ等がお手元に届くよう、必ず本部に「年金待機者異動報告書」を提出してください。

③ 将来の年金請求方法

待機者となった方は、年金受給権が発生する誕生月の前々月を目途に本部から請求の案内が届きますので、ご自身で請求してください。詳細は(2)の「年金の請求・決定・支給」を参照ください。

昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。

[MEMO] 退職者が死亡したときの遺族厚生年金

次のいずれかに該当する待機者が死亡したとき、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- ① 組合員であった方が退職後に在職中に初診日がある病気やケガによりその初診日から起算して5年以内に死亡したとき。（保険料納付要件を満たす必要あり）
- ② 組合員期間（被保険者期間）等が25年以上*ある方が死亡したとき。

* 組合員期間（被保険者期間）等により短くなる場合があります。

(2) 年金の請求・決定・支給

① 概要

加入期間の要件を満たす組合員または退職者が、老齢厚生年金の支給開始年齢に達したときや、組合員または受給権者が死亡したときなど給付事由が生じたとき、年金受給権が発生します。

年金を受給するためには、受給権者が日本年金機構あるいは公立学校共済組合に対して年金の請求手続きが必要です。受給権が生じても請求しなければ年金は支給されません。

年金が決定されると受給権者に年金証書等が送付され、指定口座に年金が入金されます。

なお、年金の受給権は、請求をしないと受給事由が生じた日から5年間で時効により消滅します。

② 年金の請求

年金の請求には、43 ページの提出書類一覧にある書類を日本年金機構あるいは公立学校共済組合に提出する必要があります。そのほか必要な書類がある場合は、本部(または支部)から連絡します。

また、年金の請求方法は、年金の種類と請求時期が在職中か退職後かによって異なります。

(退職者の場合)

○老齢厚生年金

支給開始年齢に達する3か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されます。送付のあった実施機関に提出してください。

なお、2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、他の実施機関に係る老齢厚生年金も請求することができますので、送付された請求書を使って請求してください。

○遺族厚生年金

年金受給権者または待機者が死亡したときは、死亡した人が加入していた実施機関に連絡してください。

公立学校共済組合の場合は、本部又は支部のいずれかに連絡を受けますが、書類は本部から送付されますので、請求書は本部に直接提出してください。

なお、2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が死亡した場合でも、原則として1つの実施機関に年金請求を提出することによって、他の実施機関に係る遺族厚生年金も請求することができますので、送付された請求書を使って請求してください。

○障害厚生年金

組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、65歳に達する日の前日までに障害等級3級以上に該当する障がいの状態になったときは、公立学校共済組合支部に連絡してください。必要な書類を支部からお送りしますので、退職者であっても支部に提出してください。

退職後の年金請求時に本部年金相談室もしくは支部に伝える事項

- ・氏名（退職時と異なる場合は旧姓も）・生年月日・郵便番号・住所・電話番号
- ・待機者番号または年金証書記号番号
- ・請求事由（請求手続きを行う年金）等

(在職者の場合)

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金 ○障害厚生年金 ○遺族厚生年金 | } | <p>いずれの年金も、在職中または退職後(直後)に受給権を取得される方には、支部から請求方法等についてお知らせしますので、年金請求書は支部に提出してください。</p> |
|---|---|---|

昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

③ 年金の決定

年金の請求から決定までは2～4か月間程度要します。2つ以上の種別の被保険者期間を有する場合は、さらに期間を要します。

年金が決定になると、受給権者に「年金証書」「年金決定通知書」「パンフレット」等が送付されます。年金証書に表示されている氏名、生年月日、住所等に誤りがないか確認の上、大切に保管してください。

④ 年金請求の流れ（令和5年度末に60歳で退職される方）

生年月日が昭和38年4月2日～昭和39年4月1日（公立大学法人の教員等は除く）

年金支給開始年齢

老齢厚生年金は65歳から支給開始になり、併せて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

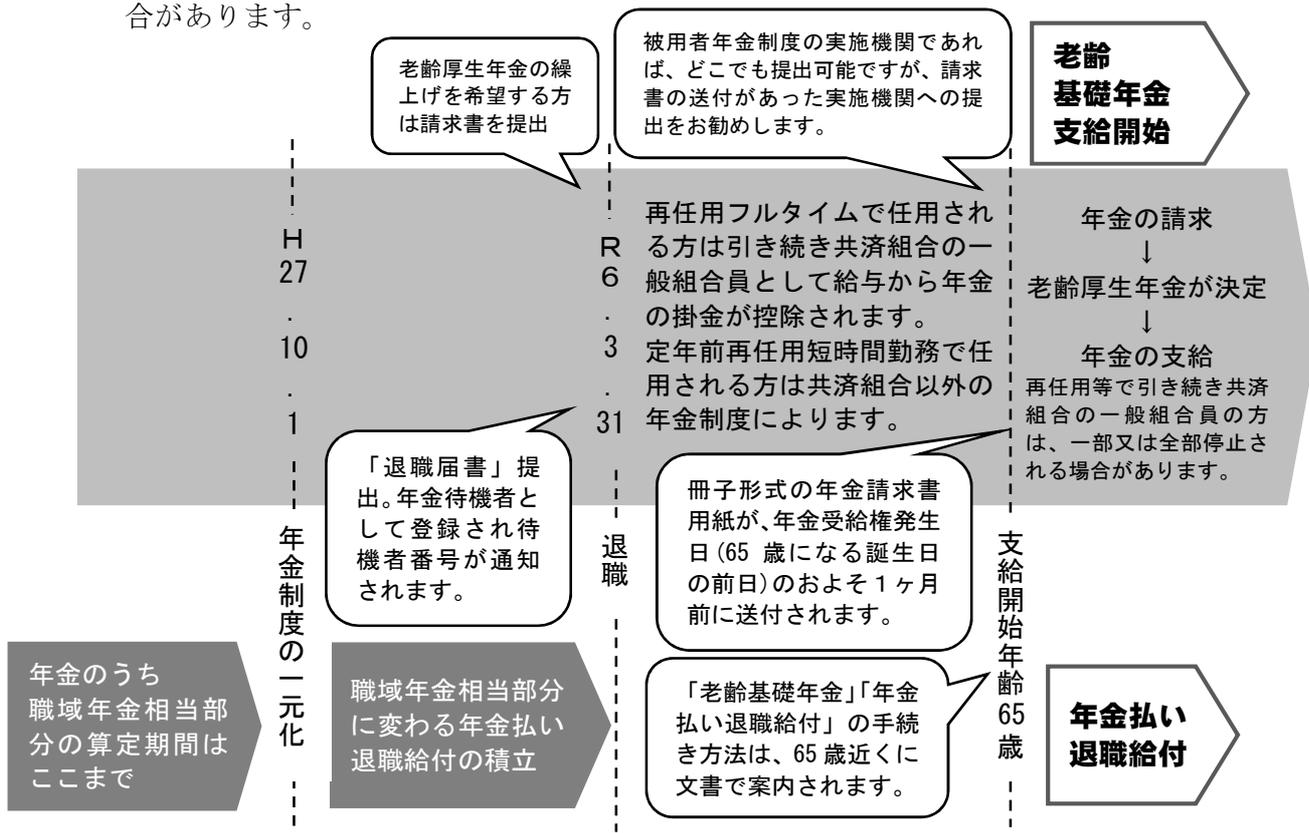
なお、60歳以上であれば、支給開始年齢前であっても、繰り上げて受給できる制度があります。希望する場合はお問い合わせください。

年金請求の流れ

老齢厚生年金は受給資格を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても受給権を取得し、請求により年金が決定されます。流れは以下のとおりです。

なお、平成27年10月から被用者年金の一元化が実施され、公務員共済組合以外に民間の会社や私立学校にお勤めの期間をお持ちの方については、いずれか一つの実施機関に請求書を提出することにより、それぞれの期間の老齢厚生年金を同時に請求することができます。

また、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。



⑤ 年金の支給

(初回支給)

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から支給されます。

初回支給は、支給開始月から定期支給月の前月までの期間に対する支給分です。2回目以降は、定期支給月に支給されます。

定期支給期日	支給期（2か月分）
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11月分

(定期支給)

年金は、年6回偶数月の15日に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。（基礎年金の支給日も同じです。）

支給期月の15日が土曜日に当たるときは14日に、日曜日に当たるときは13日に支給されます。

⑥ 年金の受領方法

(年金支払通知書の送付)

原則年2回、6月定期支給期および12月定期支給期の送金に先立ち、年金支払通知書が送付されます。通知内容は、それぞれ3定期分の支払予定日、支払額等です。お手元に届きましたら住所、氏名を必ずご確認ください。

なお、送付後に、改定等により支給額等が変更となった場合は、直後の定期支給期に改めて変更後のお知らせがあります。

(送金)

定期支給日に、お届けの金融機関の口座に入金されます。

⑦ 年金の支給期間

年金の支給対象期間は、給付事由が発生した翌月分から給付事由の消滅したその月分までになります。加給年金額や中高齢寡婦加算等の加算額についても同じです。再就職や退職改定などにより年金額に変更を生ずる事由が発生したときも、その翌月分から年金額が改定(変更)されます。

また、失権事由が生じたときは、その事由が生じた月分まで年金が支給されます。支給停止事由が生じた場合も同じです。

例えば、老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときは、亡くなった月分まで老齢厚生年金が支給されます。遺族に遺族厚生年金が支給される場合は、亡くなった月の翌月分から支給されます。

⑧ 年金の失権

年金が失権事由に該当したときは、その受給権は消滅し、年金の支給はなくなりますので、速やかに年金事務所や公立学校共済組合本部に連絡をしてください。失権の連絡が遅れ次の年金が支給された場合は返納が必要です。

なお、老齢厚生年金の受給権者ならびに障がい等級が1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されません。

(3) 年金受給権者の届出

① 現況届

年金受給者の方の現況確認は、平成 15 年 4 月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用しているため、一部の方（1 年以上外国に居住している方等）を除いて廃止しています。

加給年金額が加算された年金を受けている方には、加給年金額対象者の公的年金および生計維持関係確認のため「加給年金額対象者に関する現況届」を誕生日の前月に送付しています。提出期限までに提出がない場合、加給年金額の支給が停止されます。

② 年金受給権者氏名・受取機関変更届

年金受給権者が年金受領機関の変更を希望するとき、または氏名が変更となったときに、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部に届出いただくものです。

この届出が遅れますと、希望した受領機関で年金を受領できなかつたり、本部から送付される大切な書類(年金支払通知書、現況届、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等)が届かない場合があります。

[MEMO] 住所の変更

登録住所の変更は、平成 23 年 10 月から住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行うこととなったため、住民票の住所を変更すれば、年金受給権者からの届出は原則として不要になりました。ただし、変更が反映するまでに 4～5 か月かかることから、必ず郵便局に転送届を提出してください。

なお、以下の方は住所変更の届出が必要ですので、本部までご連絡願います。

- ・ 外国籍の方または外国に居住されている方
- ・ 成年後見人が選任されている方

③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる老齢厚生(退職共済)年金等の受給者には、毎年 10 月に税額の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されますので、必要に応じて期限までに本部に提出してください。

④ 年金受給権者再就職届書

年金受給権者が常勤の公務員として再就職し、共済組合の一般組合員となったときは、再就職先の共済組合に「年金受給権者再就職届書」「年金証書(原本)」を提出してください。当該届書に基づき、年金の全部または一部が支給停止となります。

なお、遺族厚生年金や遺族共済年金、遺族年金および通算遺族年金の受給権者はその必要はありません。

民間会社、私立学校、公立学校(嘱託員・非常勤職員)等に再就職した場合、届書等は提出不要です。国会議員や地方議会議員に就職した場合は、別途届書等の提出が必要です。

⑤ 年金受給権者等の一身上の届出

年金受給権者および加給年金額対象者に次のような一身上の異動があったときは、その旨を電話または郵便で速やかに日本年金機構または公立学校共済組合本部に届け出てください。その際、年金証書記号番号と年金受給権者のお名前・住所・電話番号をお知らせください。

- (ア) 年金受給権者が死亡したとき(下の [MEMO] 参照)
- (イ) 各種遺族年金の受給権者が婚姻、養子縁組、養子縁組を解消したとき
- (ウ) 各種障害年金の受給権者の障がいの程度が増進したとき
- (エ) 併給調整の対象となる他の公的年金受給権が発生したとき
- (オ) 併給調整されている年金への選択替えを行うとき
- (カ) 年金受給権者が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき
- (キ) 年金受給権者が禁錮刑以上の刑に処されたとき
- (ク) 年金受給権者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給することとなったとき
- (ケ) 加給年金額対象者が死亡、離婚、養子縁組、養子縁組の解消、子が婚姻したとき
- (コ) 加給年金額対象者の生計が年金受給権者により維持されなくなったとき
- (サ) 加給年金額対象の配偶者が公的年金各法による老齢(退職)または障がいを事由とする年金を受給することとなったとき(老齢基礎年金は除く。)

[MEMO] 年金受給権者が死亡したとき

年金受給権者が死亡した場合は、速やかに下記まで連絡してください。

連絡がないと続けて年金が支給され過払いとなりますので、返納の必要が生じます。

公立学校共済組合 本部 年金相談室 ☎03-5259-1122

支部 ☎024-521-7803

[本部の事務処理]

電話連絡を受けましたら、必要事項をお尋ねした上で、遺族厚生年金請求書類または年金受給権消滅届書類をお送りします。書類は全て本部から送付します。

(4) 年金と税金

① 年金と所得税

年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、支給の都度、所得税が源泉徴収されます。

ただし、障がいおよび遺族の年金には課税されません。

② 源泉徴収税額

源泉徴収される税額は、次により算出します。

(ア) 扶養親族等申告書を提出した方の計算方法

$$\text{源泉徴収税額の計算式} \quad \text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

$$\text{控除額の計算式} \quad \text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(イ) 扶養親族等申告書を提出していない方の計算方法

$$\text{源泉徴収税額の計算} \quad \text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

$$\text{控除額の計算式} \quad \text{控除額} = \text{基礎的控除額} \times \text{支給月数}$$

※復興特別所得税を含む。

所得税の源泉徴収控除額表

〔基礎的控除額〕	
区分	控除額 (月額)
65歳未満	年金の月割額×25%+65,000円 *90,000円未満の場合は90,000円
65歳以上	年金の月割額×25%+65,000円 *135,000円未満の場合は135,000円

月割額は、支給額をその支給月数で除して求めます。

〔人的控除額〕	
控除の種類	控除額 (月額)
配偶者控除	32,500円
配偶者特別控除	(老人控除対象配偶者 40,000円)
扶養控除	32,500円
	(老人扶養親族 40,000円) (特定扶養親族 52,500円)
障害者控除	普通障がい者 22,500円
	特別障害者 35,000円
	(同居特別障害者 62,500円)
寡婦控除	寡婦 22,500円
ひとり親控除	ひとり親 30,000円

各控除の条件は国税庁のホームページ等でご確認ください。

③ 所得税の確定申告

年金は、給与所得とは異なり年末調整は行われませんので、ご自身で確定申告を行ってください。

また、確定申告が必要ない方でも、住民税の計算をするために市町村に申告が必要な場合があります。

詳しくは、お近くの税務署やお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(ア) 確定申告の対象となる方

- 確定申告が必要な方
 - ・ 年金収入の合計額が 400 万円を超える方
 - ・ 年金収入の合計額が 400 万円以下でも、公的年金等以外の所得金額が 20 万円を超える方
- 源泉徴収税額がある方で、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる可能性のある方
 - ・ 社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った方
 - ・ 10 万円を超える医療費を支払った方等

(イ) 確定申告の時期

毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで(休日の関係で始期・終期変更の場合あり)

(ウ) 確定申告書の提出先

住所地を管轄する税務署

(エ) 確定申告に必要な書類

- ・ 確定申告書用紙 …税務署や確定申告会場で配付されています。
国税庁のWeb サイトで入手・作成することもできます。
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
…「公的年金等の源泉徴収票」は、12 月定期支給期の「送金案内書」と一体(2 つ折り)で送付されます。確定申告を行う場合に必要となる書類ですので、紛失しないように保管してください。障がい及び遺族の年金は非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。
- ・ その他必要書類

④年金と住民税

年金は、所得税のほか、住民税(県民税・市町村税)が課税されます。

退職後は、居住する市町村から送付される納税通知書により、「6 月・8 月・10 月・1 月」に市町村の窓口または指定金融機関で納付します。

65 歳以降は、原則として、住民税も年金から源泉徴収されます。

住民税は、前年の所得に対し課税されるため、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が想定されます。退職の翌年以降は、老齢厚生年金等が住民税の課税対象です。

(5) 在職中あるいは再就職したときの年金の一部支給停止

老齢給付の年金受給者の方が常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、または国会議員・地方議会議員であるときは、年金の全部または一部が支給停止される場合があり、常勤の公務員である場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

また、障害給付の年金受給者の方が民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合または国会議員・地方議会議員である場合は、年金の支給停止はありませんが、常勤の公務員の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校の嘱託員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務などが該当します。） ・国会議員、地方議会議員となった方 ・厚生年金保険の適用事業所に勤務されている70歳以上である方
届出方法	<p>原則として届出は不要。ただし以下の場合には届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の公務員となった場合 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて再就職先の共済組合に提出 ・国会議員、地方議会議員となった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出（議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要）

① 2以上の実施機関から年金を受けている場合

すべての老齢厚生年金を合算して支給額の計算を行い、支給額がある場合は、支給額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分した額が支給されます。

② 在職中の支給額

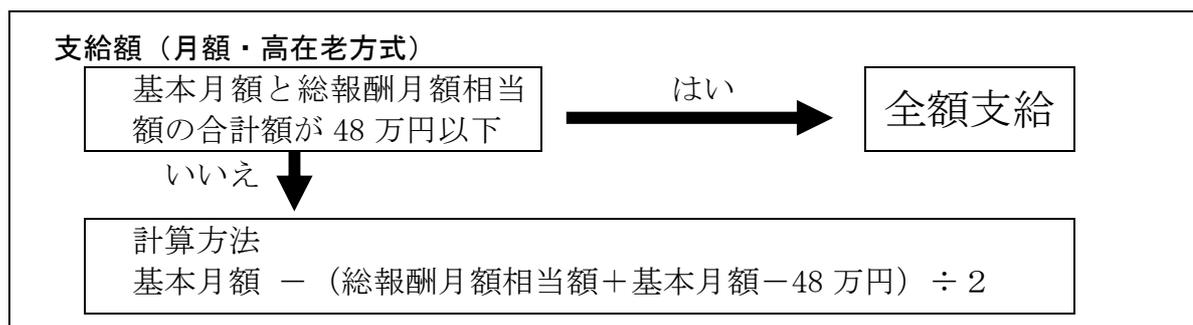
基本月額と総報酬月額相当額に応じて算定されます。支給額が0円の場合、老齢厚生年金は全額支給停止（繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）となります。

用語説明

基本月額：老齢厚生年金の月額（加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）

総報酬月額相当額：

（その月の標準報酬月額）+（直近1年間の標準賞与の合計÷12）



「48万円」は、令和5年度の額であり、変更される場合があります。

③ 退職したとき

支給停止となった方が退職したときは、年金の支給停止が解除されます。

届出方法	<p>原則として届出は不要。ただし以下の場合には届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の公務員であった場合 退職による改定請求書を提出 ・ 国会議員、地方議会議員であった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要)
------	--

(6) 2つ以上の年金の選択

① 一人一年金の原則と特例

(ア) 年金の受給権者が複数の共済年金または他の法律に基づく年金を受けられる場合は、原則として、いずれか1つの年金を選択して受給します。このとき、他の年金は支給停止になります(併給調整)。

(イ) 一元化の併給調整の特例は、併給調整の対象外となる給付を定めるもので、厚生年金4通り(15 ページ参照)のうち、何れかの期間を2つ以上有している場合に特例の対象となります。

この特例に該当するのは、老齢厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金です。これらの給付に関しては、給付はそれぞれの加入期間に応じて給付されますので、併給可という考え方です。

障害厚生年金又は短期要件の遺族厚生年金は、給付が重複する場合があるため特例の対象とはならず、併給調整が行われます。

状況に応じて併給調整の対象となる場合、ならない場合がありますのでご留意ください。

② 選択方法

選択の手続は、受給を希望する年金の支給先に年金受給選択申出書を提出します。現在受給している年金とは別の年金受給権が生じたときや、複数の年金受給権がある方で現在停止されている年金の受給を希望するときは、本部(在職中の方及び退職時は支部)に相談してください。

なお、この年金の選択(変更)は、将来に向かってのみ何回も行うことができます。

③ 2つ以上の年金の受給（併給調整の例外）

(ア) 老齢厚生年金と併給することができる年金

退職または老齢を給付事由とする次表に掲げる年金が、老齢厚生年金と併給することができる年金です。

適用法令	併給される年金
地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法	退職共済年金、減額退職年金
私立学校教職員共済法	退職共済年金、退職年金 減額退職年金、通算退職年金
厚生年金保険法	老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金
国民年金法	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金 障害基礎年金 [*]
旧船員保険法	老齢年金、通算退職年金

^{*} 65歳以上であっても、障がいの程度が1級または2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

【併給可能例図】

老齢厚生年金	退職共済年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金 (または65歳以上のとき障害基礎年金)	老齢厚生年金	退職共済年金 老齢基礎年金 (または65歳以上のとき障害基礎年金)
--------	--------	---	--------	---

(イ) 障害厚生年金と併給することができる年金

同一給付事由（同一傷病）に基づく国民年金法による障害基礎年金が、障害厚生年金と併給することができる年金です。

【併給可能例図】

(同一給付事由)

障害厚生年金
障害基礎年金

(ウ) 遺族厚生年金と併給することができる年金

次表に掲げる年金が、遺族厚生年金と併給することができる年金です。

適用法令	併給される年金
国家公務員共済組合法 私立学校教職員共済法	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族共済年金
厚生年金保険法	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族厚生年金
国民年金法	同一給付事由に基づく遺族基礎年金
国民年金法	受給者が65歳に達している老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金*

* 65歳以上であって、障がい程度が1級または2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

【併給可能例図】

(同一給付事由)	(同一給付事由に基づく長期要件該当)	(65歳以上の場合)
遺族厚生年金	遺族厚生年金 遺族共済年金	老齢厚生年金
遺族基礎年金	老齢基礎年金 (または65歳以上のとき老齢基礎年金)	老齢基礎年金 (または障害基礎年金)

(エ) 老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給(平成19年4月から)

遺族厚生年金の額が老齢厚生年金を受給する方ご自身の老齢厚生年金の額を上回る場合、受給権者が歳に達した日以降は次の組み合わせとなります

遺族厚生年金	→	遺族厚生年金(差額)
	→	老齢厚生年金(全額)
老齢基礎年金		老齢基礎年金
年金額		支給額

④ 職域年金相当部分の特例

複数の年金受給権を有する方が、地方公務員等共済組合法または国家公務員共済組合法に基づく共済年金以外の年金を選択したときであっても、支給停止対象の共済年金のうち、その職域年金相当部分は支給停止になりません。

(7) 年金加入期間確認通知書

一元化以前は、老齢基礎年金の請求等の際に、加入していた年金制度が一つしかない方を除き、共済組合や日本年金機構が発行する年金加入期間確認通知書が必要でしたが、一元化以降は各共済組合や日本年金機構で情報共有が図られています。

ただし、年金加入期間確認通知書を求められる場合もあるため、58ページ(A3に拡大コピーしてご利用ください)や公立学校共済組合のホームページにある請求書を提出してください。

なお、請求書を提出する際は、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付)を同封願います。

また、本部では、年金相談室での電話や、24時間受付の証明書等再交付自動受付サービス(年金を受給されている方のみ)を行っています。

証明書等再交付自動受付サービス ☎03-5259-8852

記入上の注意

- 1 請求者が自ら署名する場合には、押印は不要です。
 - 2 この年金加入期間確認請求を行う事由について、「1 老齢または退職」、「2 障害」、「3 死亡」のいずれかの番号、「年金加入期間」または「合算対象期間」のいずれかをそれぞれ○で囲み、提出先の共済組合等をすべて記入してください。
 - 3 ①の氏名欄には、戸籍上の氏名を記入してください。
前に被保険者であった方が、その制度の被保険者でなくなったあとで戸籍上の氏名を変更した場合に限り、最後に被保険者でなくなった当時の旧氏名を記入してください。
 - 4 ②の生年月日欄は、該当する元号を○で囲み、戸籍上の生年月日を記入してください。
 - 5 ③の基礎年金番号欄には、新年金手帳（基礎年金番号通知書）に書いてある基礎年金番号を記入してください。
 - 6 ④の手帳記号番号等（厚年）欄について
厚生年金保険の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（被保険者証）に書いてある厚生年金保険の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（船員）欄について
厚生年金保険（船員）の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（年金番号証）に書いてある厚生年金保険（船員）の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（国年）欄について
国民年金の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（国民年金手帳）に書いてある国民年金の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（農林）欄について
旧農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間について確認の請求をする場合には、組合員証に書いてある旧農林漁業団体職員共済組合の組合員番号を記入してください。
 - 7 ⑤の年金証書記号番号欄について
既に年金決定を受けている方で、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および日本私立学校・振興事業団の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金証書記号番号を記入してください。
 - 8 ⑥の履歴欄は、該当する加入制度を○で囲み、○で囲んだ制度が
・ 厚年および共済組合の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。
また、厚生年金保険の第四種被保険者があった場合は、住所及び期間を記入してください。
・ 船員の場合、船舶所有者の氏名または名称（昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船舶に乗り組んでいた期間については、その船舶名および船舶所有者の氏名または名称）と所在地および期間を記入してください。
また、厚生年金保険（船員）の任意継続被保険者があった場合は、住所および期間を記入してください。
・ 国年の場合、加入当時の住所および期間を記入してください。
・ 農林の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。
また、旧農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員があった場合は、住所および期間を記入してください。
- ※ 合算対象期間を請求する場合、加入していない期間がある場合には、その当時の住所および期間を記入し、また、いずれかの制度にも加入していない期間がある場合には、その当時の住所および期間を記入してください。
- 9 年金手帳等の氏名または生年月日、戸籍上の氏名または生年月日と違っている場合には、氏名変更（訂正）届または生年月日訂正届を同時に提出してください。

- 10 配偶者の加入期間に基づく合算対象期間の請求をする場合には、配偶者の欄も記入してください。
記入にあたっては、上記の事項を参考にしてください。

合算対象期間を請求する際に添えなければならない書類等

- 1 加入していた共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
- 2 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から障害・遺族年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 3 配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 婚姻年月日等が確認できるもの（戸籍謄本、抄本等）
 - ・ 配偶者が共済組合等に加入していたことがあれば、その共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
 - ・ 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から老齢、退職を支給事由とする年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものは除く。）または障害年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 4 学生期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 在学期間が確認できるもの（在籍証明書等）
- 5 国会議員および地方議会議員に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 国会議員および地方議会議員であった期間が確認できるもの
- 6 日本国内に住所を有さず、日本国籍を有している期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 外国在住期間が確認できるもの（滞在国の日本領事館が発行した在留期間証明書、滞在国の政府が発行した居住証明書、戸籍附票等）
 - ・ 日本国籍を有していた期間が確認できるもの（戸籍抄本等）
- 7 日本国籍を有していなかった期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 日本への上陸許可年月日が確認できるもの（外国人登録済証明書等）
 - ・ 日本国籍または永住権を取得したことが確認できるもの（外国人登録済証明書または戸籍抄本等）

※ 「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 旧農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

年金 Q & A

1 年金請求手続

照会内容	回答
1 支給開始年齢になりましたので、老齢厚生年金の請求をしたいのですが。	支給開始年齢に達する1～2か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されますので、必ず支給開始年齢に達した後に提出してください。ただし、転居や改姓等の連絡を本部に行っていないと届かない場合がありますので、届かない場合は本部年金相談室(☎03-5259-1122)に連絡してください。
2 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けたいのですが、請求手続はどのようにしたらよいですか。	老齢基礎年金を繰上げ請求する場合、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有するときは、同時に繰上げ請求しなければなりません。請求書類をお送りしますので、在職者の場合は最寄りの支部、その他の場合は本部年金相談室に連絡してください。
3 年金受給者が死亡したのですが、手続はどのようにしたらよいですか。	年金受給者の死亡に伴う手続書類をお送りするための必要事項をお尋ねしますので、本部年金相談室か最寄りの支部に連絡してください。
4 私が死亡した場合、妻に遺族年金が支給されると聞いていますが、その手続を教えてください。 また、できれば手続に必要な関係書類を送ってください。	当共済組合の元組合員であった方が死亡した際に「遺族」の要件を備えている方がいる場合には、その方に遺族厚生年金が支給されます。その際の手続等については、本部年金相談室か最寄りの支部に死亡の連絡をいただいたときにご説明します。 なお、手続に必要な書類については、様式の変更等が行われる場合もありますので、前もってお渡しできません。
5 請求書およびそれに付随する書類の記入方法がわかりません。	本部年金相談室か最寄りの支部に連絡してください。
6 老齢厚生年金の支給開始年齢になりましたので、年金請求書類を提出しましたが、いつ頃決定されますか。	年金の決定に関する標準的な処理期間は、請求書類の提出から2～3か月ほどです。特に書類不備等の連絡がない場合には、現在、処理中ですので、今しばらくお待ちください。在職中の方の年金の決定については、共済支部(都道府県教育委員会)を通しての決定処理になりますので、標準的な処理期間は4か月ほどになります。 なお、他の実施機関に係る被保険者期間がある場合は、さらに時間を要することがありますので、ご了承願います。
7 年金(支払未済の給付も含む。)の請求は、いつまでに行えばよいですか。	年金の請求はいつでもできますが、支払いには時効があり5年分しか遡りませんので、速やかに請求してください。

※昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。

2 老齢厚生年金

2-① 年金額

照会内容	回答
1 (特別支給の)老齢厚生年金は何歳から受給できますか。	20 ページを参照してください。ただし、女性の厚生年金の支給開始引き上げは男性より 5 年遅れであるのに対し、共済年金は男女同じです。つまり、今年 60 歳で退職する女性の方は、一般厚生年金被保険者としての第 1 号厚生年金被保険者の期間があれば、その分の年金を 63 歳から受け取れますが、公務員としての第 3 号厚生年金被保険者期間は 65 歳からの受給となります。
2 老齢厚生年金を受給していますが、同時期に退職して在職年数も変わらない同僚に比べて年金額が低いのはなぜですか？	年金額は、組合員(被保険者)期間の年数だけでなく、在職中の給料等に基づいて算定された平均給料(給与)月額や生年月日に応じた給付乗率などにより計算されます。 そのため、在職年数は同じであっても、在職中の給料や昇給の時期、給付乗率等に違いがあると、年金額は異なります。

2-② 加給年金額

照会内容	回答
1 加給年金額対象者とは、どういう者をいいますか。	あなたの組合員(被保険者)期間が 20 年以上(20 年あるとみなされるものを含む。)で本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときに、あなたによって生計を維持(生計同一で収入が 850 万円(所得 655.5 万円未満))されていた方で、次のいずれかに該当する対象者がいる場合に加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳未満の配偶者 ・ 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者 ・ 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた受給権者の配偶者 ・ 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ・ 20 歳未満で 1 級または 2 級の障がい状態にある未婚の子
2 結婚したので、配偶者を加給年金額対象者として申請したいのですが。	加給年金額対象者として認定するためには、あなたが本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した当時において、加給年金額対象者の要件を満たしていなければ該当になりません。 その後、結婚しても、配偶者を加給年金額対象者として申請することはできません。障害年金受給者が結婚した場合には、加給年金額対象者として申請できる場合があります。(34 ページ) 公立学校共済組合へご連絡ください。

照会内容	回答
3 親と 20 歳以上の学生の子を扶養親族としていますが、加給年金額対象者にはなりませんか。	加給年金額対象者となる子は、18 歳に達する日の属する年度末までにある未婚の子か 20 歳未満で 1 級または 2 級の障がい状態にある未婚の子に限られます。 また、親は加給年金額対象者には該当しません。
4 加給年金額対象者の配偶者が老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合、加給年金額は停止されますか。	老齢基礎年金の繰上げ支給を受けても、加給年金額は停止されません。
5 加給年金額対象者が年金を受けるようになりました。	加給年金額対象配偶者が受給する年金によっては、加給年金額が支給停止になります。本部年金相談室に連絡してください。
6 加給年金額対象者の収入が 850 万円を超えるようになりました。	加給年金額の加算がなくなります。本部年金相談室に連絡してください。
7 加給年金額対象者が亡くなりました。	加給年金額の加算がなくなります。本部年金相談室に連絡してください。

3 障害厚生年金

照会内容	回答
1 現在、私は障がいの状態にありますが、障害厚生年金を受給することはできますか。	<p>在職中に初診日がある病気や負傷によって、初診日から 1 年 6 か月を経過した日に(障害認定日)、障がいの程度が障がい等級の 1 級から 3 級に該当する場合には、障害厚生年金が支給されます。障害認定日において 2 つ以上の種別の被保険者であった期間を有する方の障害厚生年金は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。さらに障がいの程度が 1 級または 2 級に該当する場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。</p> <p>また、初診日から 1 年 6 か月を経過した日に障がいの程度が障がい等級に該当しない場合でも、その後、65 歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までに、その傷病によって障がい等級に該当する程度の障がい状態になった場合には、障害厚生年金(障がいの程度が 1 級または 2 級となった場合は障害基礎年金も)が支給されます。</p>
2 私は、障害厚生年金を受給するための要件を満たしているようですので、請求したいのですが。	障害厚生年金の請求は、退職されていても、在職していた都道府県の共済組合支部で受付します。支部までご連絡ください。

4 遺族厚生年金

照会内容	回答
<p>1 年金を受給している者が死亡した場合、遺族厚生年金を受給することができますか。</p>	<p>遺族厚生年金は、老齢厚生（退職共済）年金の受給権者が死亡したときのほか、被保険者または被保険者であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持されていた遺族がいる場合に支給されます。</p> <p>①被保険者が在職中に死亡したとき ②被保険者が退職後に被保険者であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき ③障がい等級が1級または2級の障害共済（厚生）年金または旧法の障害年金の受給権者が死亡したとき ④老齢厚生（退職共済）年金、退職年金、減額退職年金または通算退職年金の受給権者およびその受給資格を満たした方（組合員期間等あるいは保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者）が、死亡したとき</p>
<p>2 遺族厚生年金の支給を受けられることができる遺族の要件を教えてください。</p>	<p>遺族厚生年金の支給を受けられることができる遺族とは、組合員または組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた次の方をいいます。</p> <p>①配偶者および子 ②父母 ③孫 ④祖父母</p> <p>（夫、父母または祖父母の場合は55歳以上であること、子および孫については、18歳に達する日の属する年度末までの間にあってまだ配偶者のない方または障がい等級が1級または2級の障がい状態にある20歳未満の配偶者のいない方に限る。）</p> <p>なお、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子または20歳未満の障がい等級が1級または2級の障がい状態にある子で現に婚姻していない子およびそのような子を持つ妻には、日本年金機構から遺族基礎年金が併せて支給されます。</p> <p>また、子には組合員または組合員であった方の死亡当時、胎児であった子が出生した場合も含まれます。</p>
<p>3 長期要件の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算はどの実施機関に加算されるのですか。</p>	<p>長期要件の場合、中高齢寡婦加算は合計した被保険者期間の月数が240月以上であった場合に加算されます。この場合、厚生年金被保険者期間が最も長い一の期間に基づく遺族厚生年金に加算され、同期間が複数ある場合は、「1号遺厚→2号遺厚→3号遺厚→4号遺厚」の順で加算されます。</p>

5 既給一時金の返還

照会内容	回答
<p>1 退職一時金の返還の制度について教えてください。</p>	<p>退職時に、将来の年金のために原資を残して退職一時金を受給した方、または退職一時金を全額受領したが、その後公務員として再就職し、組合員期間が通算して20年以上になった方が、老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなったときは、原則として退職一時金として支給を受けた額の利子に相当する額を加えた額を返還しなければならないこととされています。</p> <p>この額の返還については、返還額に達するまで、各定期支給額の2分の1を控除するか1年以内に現金で全額又は分割して返還するか年金の請求時に選択することになります。</p>
<p>2 老齢厚生年金の受給権が発生する前に障害厚生年金を受けるようになりましたが、退職一時金の返還はどうなりますか。</p>	<p>既給一時金の返還は、一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間を対象とすることとされています。</p> <p>複数の年金受給権を有する方については、先に受給権が発生した年金について利子計算を行うこととなっています。</p> <p>あなたの場合、障害厚生年金の受給権が発生した月までで返還額が決定し、障害厚生年金の支給額から控除することになります。</p>

6 年金の併給調整

照会内容	回答
<p>1 複数の年金受給権を持っている場合の年金支給における調整方法について、教えてください。</p>	<p>公的年金制度では、1人1年金が原則になります。</p> <p>複数の年金受給権を取得した場合には、原則としていずれか1つの年金を選択して受給し、他の年金の支給は停止されます。</p> <p>ただし、同一の給付事由に基づく年金については、同時に受給することができ、経過的職域年金相当部分については、支給停止となりません。</p>
<p>2 年金の選択換えをしたいのですが、手続はどのようにすればよいのですか。</p>	<p>本部年金相談室に連絡してください。</p> <p>年金証書記号番号、氏名、住所、電話番号等を伺った上で、「年金受給選択申出書」をお送りします。</p>

7 基礎年金

7-① 老齢基礎年金支給の繰上げ請求書・繰下げ請求書

照会内容	回答
1 老齢基礎年金の繰上げ請求をした いのですが。	お近くの年金事務所あるいは公立学校共済組合本部 に連絡してください。在職中の場合は、1度支部にも ご連絡ください。
2 老齢基礎年金の繰下げ請求をした いのですが。	お近くの年金事務所あるいは公立学校共済組合本部 に連絡してください。在職中の場合は、1度支部にも ご連絡ください。

7-② 老齢基礎年金受給者現況届

照会内容	回答
1 「基礎年金受給権者現況届」が送ら れてきたのですが。	基礎年金受給権者現況届については、住民基本台帳 ネットワークシステムで生存確認を行っていますの で、確認のできた方は、送付はありません。海外等に 在住で住民基本台帳ネットワークシステムで確認でき ない方等は、送付されますので、期限までに提出して ください。
2 「基礎年金受給権者現況届」を期限 までに提出しないと基礎年金はどう なるのでしょうか。	提出が遅れた場合は、次の定期支給から日本年金機 構から支払われる基礎年金が一時停止されます。期限 までに提出するようにしてください。

8 住所・口座の変更

照会内容	回答
1 「変更届」の用紙を送ってください。 【年金の受領機関の変更、転居による 住所の変更、市区町村による住居表示 の変更等】	住所変更の場合は、住民基本台帳ネットワークシス テムで確認を行うため、届出の必要はありません。 受領金融機関の変更については、日本年金機構ある いは公立学校共済組合本部、支部へご連絡ください。
2 登録住所以外に「変更届」を送って ください。	異動届書は、登録住所以外にお送りすることができ ません。転居の場合は、郵便局に転送の手続きを願い します。
3 前月の10日に「変更届」を提出し たのに定期支給の送金先が変更にな っていません。	定期支給に間に合うのは、前月(奇数月)の5日まで に受け付けしたものです。

9 証明書

9-① 年金証書

照会内容	回答
1 年金証書を紛失しました。再交付してください。	支部では再交付できませんので年金証書記号番号を確認の上、本部年金相談室に連絡してください。
2 年金証書の訂正（氏名変更）をしてください。	年金証書記号番号を確認の上、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部、支部に連絡してください。 なお、戸籍抄本が必要になります。

9-② 改定通知書

照会内容	回答
1 改定通知書を再交付してください。	支部では再交付できませんので、本部年金相談室にご依頼ください。
2 被扶養者の認定のため、年金額の証明書を交付してください。	被扶養者の認定には、改定通知書が証明となりますので、その写しを提出してください。

9-③ 年金加入期間確認通知書

照会内容	回答
1 年金加入期間確認通知書を交付してください。	退職して年金を受給している方および年金待機者の方は、年金加入期間確認請求書に必要事項を記入し、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、本部または支部に提出してください。 在職中の方は、年金加入期間確認請求書に必要事項を記入し、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、支部に提出してください。

9-④ 年金証明書

照会内容	回答
1 障害（共済）年金、遺族（共済）年金受給者が老人ホームへ入所するため、年金証明書を交付してください。	支部では交付できません。 便箋に、氏名・印、年金証書記号番号、使用目的、証明年を記入して、返信用封筒(84円切手貼付)同封の上、本部年金相談室に請求してください。 代理人請求の場合は、委任状(同意書)、戸籍謄本が必要です。 課税年金の場合は、源泉徴収票が証明となります。

10 定期支給

10-① 年金支払通知書（送金案内書）

照会内容	回答
<p>1 年金支払通知書が届きません。 年金は振り込まれましたが、年金支払通知書が届かないのはなぜですか。</p>	<p>年金支払通知書は、原則として、年2回(6月、12月)に送付することになっており、振込額や振込口座に変更がなければ、その後の支払月には年金支払通知書は送付されません。 年金の送金回数は年6回(偶数月の15日、その日が土曜日に当たるときは14日、日曜日に当たるときは13日)で変わりません。</p>
<p>2 6月に送付された年金支払通知書では、9月分までの各支払期(6月、8月、10月)の年金支払額しか記載されていません。</p>	<p>10月分以降の年金額は、12月にあらためて年金支払通知書でお知らせします。また、年金支払通知書は、年金の改定処理が行われたとき、扶養親族等に異動があったときなどにも送付されます。</p>
<p>3 年金を受けていた本人が死亡しましたが、年金が口座に振り込まれました。受け取ることはできますか。</p>	<p>受給権者の死亡当時生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等内の親族(①～⑦は請求できる順位)がいる場合、年金は受給権者が死亡した月分まで受け取ることができます。死亡した月の翌月以降分の年金はお返しいただくこととなります。 なお、受給権者の死亡を受領金融機関が了知したときは、相続関係が明らかになるまでの間、口座が凍結されることがあります。</p>

10-② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(10月定期)

照会内容	回答
<p>1 申告書用紙が届きません。</p>	<p>毎年10月に日本年金機構・公立学校共済組合本部からお送りしています。ただし、年金額が108万円(65歳以上の場合は158万円・老齢基礎年金受給の場合80万円)未満の方や、障がい・遺族の年金を受給されている方については、非課税のためお送りしていません。</p>
<p>2 申告書用紙を紛失しました。</p>	<p>年金証書記号番号を支部または本部にお知らせください。届出が必要な方は、用紙を再度お送りします。</p>
<p>3 「生計を一にする」とは、どのような意味ですか。</p>	<p>同一の家屋に居住して生活を共にしていることをいいますが、次のような場合も該当します。 ①勤務・就学・療養等の都合で親族と日常の住居を共にしていないが、余暇には住居を共にすることを常例としている。 ②これらの親族間で、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている。</p>

照会内容	回答
4 扶養親族はいません。	各種人的控除(配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除)を受けない場合、提出の必要はありません(提出されない場合でも、提出された場合の源泉徴収の所得税率(5.105%)に変更はなく、基礎的控除のみ適用します。)
5 年の途中から異動となる場合にはどうなりますか。	扶養親族等申告書の該当年の12月31日時点の扶養親族等の状況を推定し、記入してください。 なお、年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、確定申告で精算してください。
6 扶養親族が死亡しました。	扶養親族が亡くなられても、その年は所得控除が受けられますので、届出の必要はありません。亡くなられた年の翌年分の扶養親族等申告書から、亡くなられた方を扶養親族とせずに申告してください。なお、他に申告する所得控除(障害者控除・配偶者控除等)がない場合は、申告書の提出は不要です。 亡くなられた方が加給年金額対象者となっている場合は、加給年金額対象者の死亡の届を本部にお送りください。(除籍謄本を添付してください。)

10-③ 公的年金等の源泉徴収票(12月定期)

照会内容	回答
1 源泉徴収票が届きません。	源泉徴収票は、12月定期の年金支払通知書と同封で公立学校共済組合本部から送付しています。紛失された場合には再交付します。 障がい・遺族の年金は所得税法上非課税ですので、源泉徴収票は送付されていません。 基礎年金分は1月下旬までに日本年金機構より発送されます。未着又は手元にないということでの再交付は、直接日本年金機構に請求することになります。
2 源泉徴収票に表示されている社会保険料の金額は何ですか。	介護保険法等に基づき、市町村からの依頼により年金から徴収した介護保険料等の金額です。
3 記載されている扶養親族対象者が違います。	扶養親族の内容を修正することはできません。申告されたとおりに表示していますが、申告内容と異なる場合には、確定申告をしてください。
4 年金は、税法上の所得は何ですか。	退職を給付事由とする年金は、所得税法上「雑所得」となります。

照会先一覧

照会先	住所・電話番号	照会内容
	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122	
公立学校共済組合本部 年金相談室	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 教育庁福利課内	障害厚生年金請求、在職中の年金加入期間確認通知書の発行、年金に関する一般的な相談など

年金種類	公的年金関係機関	住所	電話番号
厚生年金 国民年金	東北福島年金事務所	〒960-8567 福島市北五老内町 3-30	024-535-0141
	平年金事務所	〒970-8501 いわき市平字童子町 3-21	0246-23-5611
	相馬年金事務所	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘 69	0244-36-5172
	郡山年金事務所	〒963-8545 郡山市桑野 1-3-7	024-932-3434
	会津若松年金事務所	〒965-8516 会津若松市追手町 5-16	0242-27-5321
	白河年金事務所	〒961-8533 白河市郭内 115-3	0248-27-4161
私学共済	日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321

なお、国民年金は、各市町村役場も窓口になっています。

退職後の年金Q & A

「私の場合はどうなるの？」～ 退職後の主なケースにお答えします。

共子さんの場合

生年月日 昭和38年5月10日

退職後の予定 なし

コメント 大学を卒業してから教員一筋です。
退職後はゆっくり過ごす予定だけど、年金の手続きが不安です。

Q 1 退職するまでの手続きは何をするのでしょうか？

A 退職届出書(年金待機者登録届出書)を1月中に提出してください。

Q 2 その後はどうすればいいですか？

A 年金待機者の登録後、自宅に「年金待機者登録通知書」が届きます。

Q 3 65歳になったら、何をすればいいですか？

誕生日の2～3か月前(令和10年3月頃)に、年金請求書が公立学校共済組合本部から届きますので、該当する箇所を記入し請求してください。

A 請求書類は公立学校共済組合、年金事務所等、どちらでも受付します(郵送可)。
戸籍謄本等の添付書類が必要になります。必ず誕生日の前日以後に交付を受けてください。
ご不明なことがありましたら、本部または支部にお問合せください。
※ 昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。

Q 4 請求書を提出したら、年金はいつ頃受給できるのでしょうか？

A 年金は、支給事由の生じた翌月分から支給されます。花子さんの場合、誕生月が5月ですから、翌月分の6月分から、7月分とあわせて定期支給日の8月15日に振込まれる予定です。振込み前に、年金証書や送金案内書が届きます。
なお、初回は遅れる可能性がありますので少しお待ちください。

Q 5 ちなみに、年金額はいくらでしょうか？

A 誕生月にご自宅へ送付している「ねんきん定期便」でご確認ください。

一郎さんの場合

生年月日 昭和38年6月5日

退職後の予定 再任用短時間か会計年度任用職員(パートタイム)で迷い中(短期組合員(第1号厚生年金加入))

コメント もう少し子どもたちと過ごしたいな。

働きながら年金が貰えるって先輩方は言っていたけれど…。

Q 6 4月から働くから退職時の手続きは不要ですか？

A 一郎さんの場合、共済組合の組合員区分が一般組合員ではなくなりますので、退職届書(年金待機者登録届書)を1月中に提出してください。

Q 7 請求書はどこから届きますか？

A 定年退職後、再任用短時間や会計年度任用職員(パートタイム)(短期組合員(第1号厚生年金加入))として1月以上勤務している場合、年金請求書は日本年金機構から、65歳の誕生日の約3か月前(令和10年3月頃)に届きます。Q3の囲み欄を参照してください。

Q 8 年金はいつから受給できますか？

A 年金は、支給事由の生じた翌月分から支給されます。一郎さんの場合、誕生月が6月ですから、翌月分の7月分から、定期支給日の8月15日に振込まれる予定です。振込み前に、公立学校共済組合及び日本年金機構*から、年金証書や送金案内書が届きます。

なお、初回は遅れる可能性がありますので、少しお待ちください。

* 再任用短時間や会計年度任用職員(パートタイム)(短期組合員(第1号厚生年金加入))として1月以上勤務すると、日本年金機構からも年金が支給されます。

Q 9 65歳時点で働いている場合、年金は全額受給できますか？

A 年金と賃金等により、調整が行われ一部又は全部が支給停止となります。年金と賃金等をあわせて48万円(令和5年度の額)を超えた場合は、超えた額の半分が支給停止となります。

過去1年分の賞与も支給停止の計算に影響しますので、ご注意ください。なお、経過的職域加算額は全額支給されます。

三郎さんの場合

生年月日 昭和38年8月5日

退職後の予定 再任用フルタイムでできるだけ長く働きたい。

コメント まだまだ元気！

Q10 退職時に必要な手続きはありますか？

A 三郎さんの場合、共済組合の一般組合員の資格は引続きますが、今回の退職時に退職届書(年金待機者登録届書)を1月中に提出してください。

Q11 年金の手続きはどうなりますか？フルタイムを辞める時は、何か必要ですか？

65歳の誕生日の2～3か月前(令和9年6月月頃)に支部より年金請求書を送付します。Q3の囲み欄を参照してください。

A なお、年金決定後に再任用フルタイム勤務を終了される場合、退職時に年金改定請求書の提出が必要です。

また、受給権発生(65歳)前に再任用フルタイム勤務を終了され、共済組合の一般組合員でなくなる場合は、退職届書の提出が必要です。

Q12 フルタイム勤務中は、年金を受給できないのでしょうか？

A 経過的職域加算額は全額停止されます。それ以外の部分は、一部又は全部が支給停止の対象となります。詳しくは53ページを参照してください。

年子さんの場合

生年月日 昭和39年3月5日

退職後の予定 なし

コメント 少しでも早く年金を受け取りたい。

Q13 4月分から繰上げするには、いつまでに、何をしたら良いのでしょうか？

A 繰上げを希望する場合は、支部にご連絡ください。
3月に必要な書類を送付しますので、記入の上、提出してください。

Q14 年金額は、どのくらい減りますか？

A 1月あたり0.4%の割合で減額されます。年子さんが令和6年4月分から年金を受給する場合、老齢厚生年金は60月繰上げるので24%減額となります。同時に、老齢基礎年金も繰上げとなりますので、同様に24%減額になります。

濟子さんの場合

生年月日 昭和 38 年 7 月 5 日

退職後の予定 民間企業に 24 か月勤務

コメント 少し早めに年金を受け取れるのかしら？

Q15 民間企業に勤めていた分は早く受給できると聞きましたが…。

女性で、1年以上民間企業等に勤務していた場合、その期間の老齢厚生年金の支給開始年齢は共済組合加入期間のそれより早くなっています。

A 濟子さんの場合、7月で64歳になりますので、8月分から年金が受給できます。64歳の誕生日の約3か月前(令和8年4月頃)に年金請求書が日本年金機構から届きますので提出してください。

ただし、一元化により平成27年10月以後は支給停止の対象になります。

Q16 共済組合期間の年金請求はどうなるのですか？

濟子さんのように、受給開始年齢の異なる年金を請求する場合は、お手続きをおかけしますが、手続きが2回必要です。

A 65歳の誕生日の2～3か月前(令和10年4月頃)に年金請求書が公立学校共済組合本部から届きますので、該当するページに記入の上、提出してください。Q3囲み欄を参照してください。

IV 退職後の医療

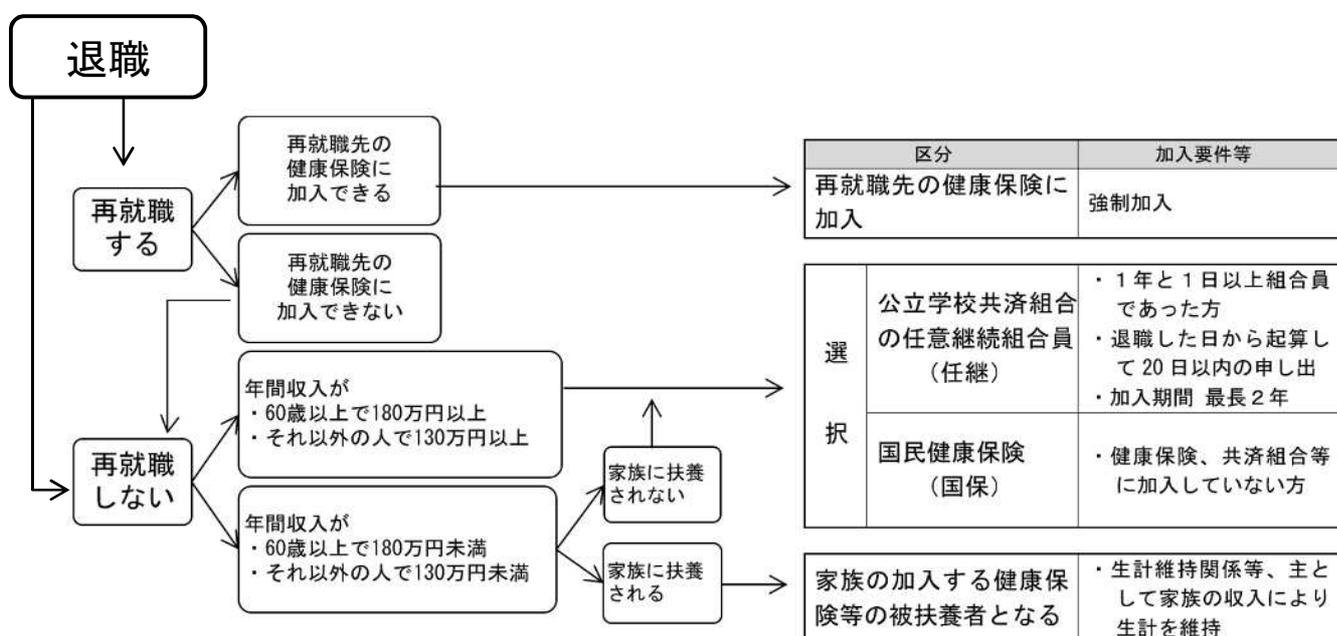
1 退職後の医療保険制度

公立学校共済組合の組合員が退職すると、翌日から組合員の資格を喪失し、在職中の組合員証を使って医療給付を受けることができなくなりますので、現在の組合員証及び被扶養者証は退職時の所属所に返納してください。（任意継続組合員の資格喪失後の組合員証及び被扶養者証は、福利課へ返納してください。）

ただし、再任用職員となる場合で、組合員資格が継続する場合は、引き続き現在の組合員証及び被扶養者証が使えますので、返納の必要はありません。

退職後は、いずれかの医療保険制度に加入しなければなりません、一人ひとり条件が異なりますので、下の表も参考に、十分に御検討の上加入してください。

医療保険制度の加入について



◎ 医療費の自己負担割合は、医療保険制度に関わらず、本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

ワンポイントアドバイス ※収入には、公的年金の他、個人年金等も含まれます。

退職後の医療保険制度の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。

家族の状況や健康状態等を含め、A～Eさんの例を参考にしてください。

- Aさん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額 104 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なくて済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。

再任用職員及び臨時的任用職員(常勤講師等)になられる方

2月を超えて任用されることが見込まれない場合

- ・ 組合員資格を取得できません。
- ・ 任意継続組合員、国民健康保険加入又は家族が加入している健康保険の被扶養者のいずれかを選択してください。

2月を超えて任用されることが見込まれる場合

○再任用常時勤務

- ・ 任用の際に、組合員期間が引き続く場合は、公立学校共済組合の組合員として資格があります。
- ・ 引き続かない場合は、退職時に資格喪失、再就職時に資格取得手続きが必要です。

○再任用短時間勤務

- ・ 週31時間勤務の方は、短期組合員(短期給付・福祉事業のみ適用)の資格を取得します。
- ・ 4週77時間30分勤務の方は、組合員資格を取得できないため、任意継続組合員、国民健康保険加入又は家族が加入している健康保険の被扶養者のいずれかを選択してください。

○臨時的任用職員(常勤講師等)

- ・ 短期組合員(短期給付・福祉事業のみ適用)の資格を取得します。

医療保険制度の概要及び手続等

加入先 種類等	加入資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・添付書類等	医療費の自己 負担額の上限	備考
① 再就職先の健康保険 (全国健康保険協会等)	再就職先に確 認	事業主が半額負担	就職先にて手続き		③の組合員には なれません
② 国民健康保険 一般被保険者	①③④以外の方	市町村で決定 ・令和5年度の最高限度額は1,040,000円 〈福島市の場合〉 (医療分) (A×6.50%) + (19,700円×被保険者数) +18,300円 (後期高齢者支援分) (A×2.60%) + (7,800円×被保険者数) + 7,200円 ※A:課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の 総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引い た金額の合計金額	居住する市町村窓口 ○退職時の所属所発行 の資格喪失証明書 ○印鑑 ※任意継続組合員の資 格喪失後の資格喪失 証明書は福利課が交 付します	80,100円 +(医療費 -267,000円) ×0.01 (注2)	既に家族で加入 している方がい る場合は国保の 保険証
③ 公立学校共済組合 任意継続組合員制度 (2年の加入期間)				25,000円	
④ 家族の健康保険の被扶 養者となる	所得制限あり (家族の勤務 先に確認)	なし	被保険者が勤務先に おいて行う	①②に同じ	

(注1)40歳から64歳までの人は、医療に係るこの掛金の他に介護保険料を納入する必要があります。(88ページをご覧ください。)

(注2)上位所得者の場合は異なります。(健康保険等については標準月額53万円以上の方。市町村国保については、これと同程度以上の所得がある方。)

医療費の自己負担額の例

※1 か月ごと、1 病院ごと（入院と外来は別）

任意継続組合員（任継）		国民健康保険（国保）	
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 - {80,100 + (700,000-267,000) × 1 %} = 210,000 - 84,430 = <u>125,570 円</u> 一部負担金払戻金 84,430 - 25,000 = 59,430 ≒ 59,400 円 100 円未満切り捨て 最終的な自己負担額は 210,000 - 125,570 - 59,400 = <u>25,030 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 70 万円の場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 - {80,100 + (700,000-267,000) × 1 %} = 210,000 - 84,430 = <u>125,570 円</u> 最終的な自己負担額は 210,000 - 125,570 = <u>84,430 円</u> (課税所得額 210 万円超 600 万円以下世帯の場合) (注 1) 		
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 一部負担金払戻金 60,000 - 25,000 = <u>35,000 円</u> 最終的な自己負担額は 60,000 - 35,000 = <u>25,000 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 20 万円の場合 窓口負担 3 割 60,000 円 自己負担額は <u>60,000 円</u> 		
<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は <u>9,000 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 総医療費 3 万円の場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は <u>9,000 円</u> 		

(注 1) (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合)

高額療養費 210,000 円 - {167,400 + (700,000-558,000) × 1 %}
 = 210,000 - 168,820 = 41,180 円
 最終的な自己負担額は 210,000 - 41,180 = 168,820 円

2 任意継続組合員制度

(1) 加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員(公務員共済組合期間は通算)であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 退職の日から起算して必ず20日以内に「任意継続組合員申出書」(82ページ)を公立学校共済組合福島支部(福利課)に提出し掛金を納入してください。(期限厳守とし、遡及しての申出はできませんので御注意ください。)

4月1日から「任意継続組合員証」を使用したい方は、令和6年2月15日(木)までに(期限厳守)、公立学校共済組合福島支部(福利課)へ申出書を提出してください。なお、以降も申出書の提出は受け付けますが、受付時期によっては任意継続組合員証の発行が4月1日以降になる場合もあることをご承知おきください。

令和6年2月15日(木)までに申し出いただいた方の「任意継続組合員証」(被扶養者証を含む)は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和6年3月29日(金)以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」(85ページ)を提出してください。取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率109.2/1,000(うち介護掛金分16.0/1,000を含む。)を乗じた額です。(令和5年度)

なお、介護掛金は介護保険法第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)が該当になります。

① 退職時の標準報酬の月額

② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」(令和5年度の場合は410,000円ですが、令和6年度は現在のところ未定)

- オ 納入方法……
- 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。(1年目分)
 - 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和7年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。
 - 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。
- カ 被扶養者……
- 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。
- 新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。
- なお、新たに被扶養者としたい方がいる場合は、認定前に任意継続掛金が納入されていることが必要となります。
- 認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・被扶養者証の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。
- よって、被扶養者証の交付をお急ぎの場合は振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。
- また、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当になった場合は任意継続組合員証等を返納してください。
- キ 記載事項変更 …
- 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員証等記載事項変更申告書」(86ページ)を提出してください。

(2) 資格喪失〔任意継続組合員〕

下表①～⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(83 ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(84 ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。(「資格取得喪失等の提出書類」の表も参照願います。)

資格喪失後は任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証は使用できませんので、速やかに福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日
①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
②死亡したとき	死亡した日の翌日
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
④他の社会保険の被保険者になったとき(再就職)	その保険の資格を取得した日
⑤任意継続組合員でなくなることを希望したとき(国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月15日に申出→7月1日資格喪失)

[資格取得喪失等の提出書類]

	提出書類	提出先
○ 任意継続組合員に加入するとき	・任意継続組合員申出書	退職時の所属所
○ 任意継続組合員の資格を喪失したとき	・任意継続組合員資格喪失申出(届出)書 ・任意継続組合員証(被扶養者証) ・掛金還付請求書(前納掛金を納入済の期間内に脱退する場合) ただし、有効期限を経過した場合は任意継続組合員証(被扶養者証)のみ	福利課 (短期給付担当)
○ 被扶養者の認定をするとき	・被扶養者認定申告書 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○ 被扶養者の取消をするとき	・被扶養者取消申告書 ・被扶養者証 ・申告書の裏に記載の添付書類	
○ 被扶養者が75歳になったとき	・被扶養者証返納書 ・被扶養者証	
○ 住所等が変更になったとき	・任意継続組合員証等記載事項変更申告書	

(3) 任意継続組合員への短期給付の内容

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付 (療養の給付、一部負担金払戻金)	本人及び被扶養者が病気になったとき 負傷したとき	自己負担額から下記の額と100円未満の端数を差し引いた額 自己負担限度額 25,000円	自動給付 ※組合員証を使用しなかったとき ・医療費、一部負担金払戻請求書 ・領収書 等
b 出産費・ 家族出産費	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が出産したとき	本人：500,000円 被扶養者：500,000円 附加金：50,000円	・出産費(同附加金)等請求書 ・領収書の写 等
c 埋葬料・ 家族埋葬料	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が死亡したとき	本人：50,000円 被扶養者：50,000円 附加金：25,000円	・埋葬料(同附加金)等請求書 ・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に非常災害で住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき	法定給付 標準報酬月額 の0.5～3か月 (その損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・間取図 ・写真 等
e 弔慰金・ 家族弔慰金	任意継続組合員中に本人又は被扶養者が非常災害で死亡したとき	本人 標準報酬月額 の1か月分 被扶養者 標準報酬月額 の70/100	・弔慰金等請求書

任意継続組合員 資格喪失申出(届出)書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	※ 共済組合資格喪失日				退職年月日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日
	令和				令和			

下記事由により、任意継続組合員資格喪失の申し出（届出）をいたします。

1. 任意継続組合員でなくなることを希望するため

希望年月日： 令和 年 月 日

理 由：

2. 令和 年 月 日 他の組合員又は被保険者等になったため

資格喪失後の加入保険 名 称

記号番号

3. 令和 年 月 日 死亡のため

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

〒 —

住 所

申出（届出）者 氏 名

続 柄 （ ）

電話番号 — —

1. この申出（届出）書を提出する際は、任意継続組合員証（被扶養者証）を必ず添付してください。

2. 資格喪失事由の2. に該当するときは、資格喪失後の加入保険の被保険者証等の写しを添付してください。

3. 任意継続掛金の還付がある場合は、請求書を併せて提出してください。

4. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名 任意継続組合員証番号	還付請求者 (本人の場合記載不要)	続柄	資格喪失事由
			1 任意継続組合員でなくなることを希望するため
			2 他の組合員又は被保険者となったため
			3 死亡のため
還付対象となる前納掛金	令和 年 月分から令和 年 月分まで		
還付請求金額	円		
資格喪失年月日	令和 年 月 日		
還付金受取金融機関（県外在住者及び組合員が死亡し遺族等が請求する場合のみ記入）			
金融機関名	銀行 支店	1. 普通 2. 当座	口座番号
	※ 銀行・支店コード	(フリガナ)	
		口座名義人	
<p>任意継続組合員資格喪失に伴い、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 —</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">還付請求者 氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号 — —</p>			

1. この請求書を提出する際は、任意継続組合員資格喪失申出（届出）書と併せて提出してください。
2. ※印欄は記入しないでください。

※確定	※確認	※入力

任意継続組合員取消申立書

下記事由により、任意継続組合員加入申込を取り消すことを申し立てます。

- 再就職し、引き続き公立学校共済組合福島支部の組合員となるため
 - 再任用（フルタイム）
 - 臨時的任用職員（常勤講師等）
 - 任期付職員

- 再就職し、健康保険に加入するため
 - 再任用（週31時間勤務）
 - 会計年度任用職員（パートタイム）
 - その他

- 国民健康保険に加入するため

- 家族の被扶養者となるため

- その他

※該当箇所に☑すること。

なお、退職後の雇用形態は年金記録等にも関わるため、所属の事務担当者
に確認し、正確に記入すること。

公立学校共済組合福島支部長 様

令和 年 月 日

住 所： _____

氏 名： _____

電 話 番 号： _____

現職時職員番号： _____

最 終 所 属 所： _____

記載事項変更申告書

所属所名	組合員氏名		本人変更の有無		変更対象被扶養者の氏名等		申告書提出の理由	
所属コード	組合員証番号				氏名 続柄		1. 氏名変更 ア. 結婚 イ. その他	
任意継続			有・無				2. 現住所変更	
9 9 9 9 9			有・無				3. 氏名・現住所以外の事項変更(訂正)	
						事由発生日		令和 年 月 日
氏 名 変 更 の 場 合								
変更前	(フリガナ)							
変更後	(フリガナ)							
現 住 所 変 更 の 場 合								
郵便番号	変更後の 現住所	住所1	都 道 郡 市 区 町 村	府 県		単身赴任の有無		有 ・ 無
〒		住所2	(上記(市区町村)以降の住所をアパート・マンション等名まで記載すること)					
—								
氏 名 ・ 現 住 所 以 外 の 事 項 変 更 の 場 合								
変更事項			変更前の内容			変更後の内容		
<p>上記のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福島支部長 様</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申告者 氏名</p>								
<p>この申告は事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">電話 (—)</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職名</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>								

1. 本人の氏名変更の場合は、変更後の氏名で申告してください。
2. 「本人変更の有無」の欄は、組合員本人の氏名、現住所等の変更の有無について、該当するものを○でかこんでください。
3. 郵便番号は、「〇〇〇-〇〇〇〇」形式で記載してください。
4. 現住所に変更がある場合は、変更後の現住所を、「都道府県、市区郡町村、大字、字、番地、アパート名、室番号等」まで詳細に記載してください。
5. 「単身赴任の有無」の欄は、組合員が現住所を変更する場合に、組合員の単身赴任の有無について、該当するものを○でかこんでください。
6. 変更・訂正する組合員証を添付してください。なお、現住所のみの変更の場合は、組合員証を添付する必要はありません。
7. 改姓した場合、改姓が確認できる戸籍抄本等を添付してください。
ただし、(互)結婚祝金の請求に添付した場合は、省略することができます。
8. 改姓した場合は、特定口座「けやき」の名義変更手続きを忘れずに行ってください。
9. 配偶者の現住所変更の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」を併せて提出してください。
10. ※印欄は記入しないでください。

※証回収	※確定	※確認	※入力

3 その他の退職後の給付

退職した方が任意継続組合員にならなかったときや、任意継続組合員の資格を喪失したときでも、一定の要件を満たす場合は請求により次の給付金が支給されます。

これらの給付金は、退職(資格喪失)後から給付の対象となる事由が生じるまでの間に、再就職等により他の共済組合員又は健康保険、船員保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。(傷病手当金については、給付期間中であっても他の被保険者の資格を取得した日以降の給付は行われません。)

	給付内容	給付額	提出書類
出産費	退職後 6 か月以内に本人が出産したとき(注)	500,000 円	・ 出産費請求書 ・ 領収書の写 等
傷病手当金	1 年以上組合員であった方が退職した際(任意継続組合員になった場合も含む)に受けていた、又は受けることができた傷病手当金で、退職しなかったとしたら受けられるとき	1 日につき 標準報酬の日額×2/3 支給期間……1 年 6 か月 (結核 3 年) ※ 年金が受給できる場合は、給付の調整があります。 ※ 在職中の支給期間は、上記期間から差し引かれます。	・ 傷病手当金請求書 ・ 療養のため労務に服することができないことに関する医師の証明書 ・ 労務に服することができないことに関する申立書
埋葬料	退職後 3 か月以内に死亡した時(注)	50,000 円	・ 埋葬料請求書 ・ 埋葬許可証の写 等

(注) 任意継続組合員にあつては退職を「任意継続組合員の資格喪失」と読み替えます。

[MEMO] 給付金の支払

給付金は東邦銀行県庁支店の口座に振込みます。

なお、当口座は資格喪失後 1 年間くらいは解約しないでください。

4 介護保険の保険料について

(1) 第1号被保険者(65歳以上)

ア 国民年金、共済年金、厚生年金等同じ方法で年金から天引きし、各々の市町村長に納付になります。

ただし、一定額未満の年金受給者については、各市町村が直接徴収することになります。

イ 保険料は所得により、また、市町村のサービス基準により異なります。

(2) 第2号被保険者(40歳～64歳まで)

ア 医療保険の保険料として一括納付
任意継続組合員 → 共済組合に納入

国民健康保険 → 市町村に納入

全国健康保険協会 → 年金事務所に納入

イ 退職して医療保険が変わった場合

保険料の納め方が異なりますのでそれぞれの医療保険に脱退、加入の手続きが必要です。

ウ 被扶養者は保険料の納入義務はありません。

エ 保険料

(ア)国民健康保険

○ 保険料の算定ルール

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和5年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分) $(A \times 2.60\%) + (10,000 \text{円} \times \text{被保険者数}) + 6,200 \text{円}$

(注) A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額

(イ)被用者医療保険

○ 保険料の算定ルール

各被用者医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

退職後医療保険制度Q&A

1 どの医療保険に加入すればよいか

照会内容	回答
退職後はどの医療保険制度に加入すれば良いのでしょうか。	<p>医療保険制度の概要は本文 76 ページをご参照ください。1人ひとり条件が異なるので、一概にどれが良いとは言えませんから、まず、下記①～⑥によりご自分の状況を確認し、下記「2 家族の扶養者となるには」以降を参考にしてどの保険にするか選択してください。</p> <p>① 何に主眼を置くか(掛金・保険料が安いところ、医療費の自己負担が少ないところまたはその他の給付があるかどうか 等)</p> <p>② 退職後の収入(年金の額、収入なし)</p> <p>③ 本人および被扶養者の健康状態(病気がちで病院の支払が多い、とても健康 等)</p> <p>④ 配偶者の状況(どの健康保険に加入しているのか(するか)保険料の額は 等)</p> <p>⑤ 退職時(又は現在)の標準報酬月額</p> <p>⑥ 共済組合の加入期間は何年間か</p>

2 家族の被扶養者となるには

照会内容	回答
家族(配偶者または子)の被扶養者に認定される要件を教えてください。	<p>被扶養者に認定される要件は以下のとおりです。</p> <p>① 60歳以上で年間収入が180万円未満であること。それ以外の方は年間収入が130万円未満であること。</p> <p>② その家族(配偶者又は子)の収入により生計が維持されていること。(詳しい条件等は健康保険ごとに異なりますので確認してください。)</p> <p>※ 家族の被扶養者になれば掛金(保険料)はかかりません。</p>

3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等

照会内容	回答
1 共済組合の任意継続組合員に加入した場合の掛金の払込方法について教えてください。	<p>任意継続組合員の掛金は、申出書送付後に振込用紙を送りますので、東邦銀行の本支店窓口でお納めください。</p> <p>払込方法は1年分前納がおすすめです。</p> <p>理由：</p> <p>1 口座振替に対応していないため、毎月払いの場合、毎月銀行窓口に出向く必要があります。<u>1回でも払込が遅れると任意継続組合員資格を喪失するリスクがあります。</u></p> <p>2 前納の場合、月掛金の割引が適用されます。</p>

<p>2 共済組合の任意継続組合員に加入した場合の掛金の額を教えてください。</p>	<p>任意継続組合員の掛金は、次の①～②のうち少ない方の額に109.2/1,000(介護掛金が該当にならない方は93.2/1,000【令和5年度】)を乗じた額です。(本文の78ページのエを参照)</p> <p>① 退職時の標準報酬月額</p> <p>② 共済組合の平均標準報酬月額(令和5年度は410,000円)</p> <p>例1:①で標準報酬月額 360,000 円の場合 $360,000 \text{円} \times 109.2/1,000 \times 12 \text{月} \div 471,744 \text{円(年額)}$</p> <p>例2:②で平均標準報酬月額(令和5年度、410,000円)の場合 $410,000 \text{円} \times 109.2/1,000 \times 12 \text{月} \div 537,264 \text{円(年額)}$</p> <p>※ 公立学校共済組合福島支部のホームページに、「<u>(参考)任意継続掛金一覧表</u>」を掲載しておりますのでご活用ください。</p>
<p>3 私は退職後、任意継続組合員を望んでいます。妻は現在私の被扶養者となっておりますが、間もなく60歳になります。妻はどのようにすれば良いでしょうか。</p>	<p>退職時に被扶養者に認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する場合は、そのまま被扶養者として認定されます。</p> <p>この場合、被扶養者認定の手続きは必要ありません。自動的に継続します。(「2 家族の被扶養者となるには」を参照)</p>

4 国民健康保険の保険料

照会内容	回答
<p>1 国民健康保険の保険料の額を教えてください。</p>	<p>国民健康保険の保険料は前年(1月～12月)の収入額で世帯毎に計算します。市町村により計算方法は異なりますが、令和5年度の最高限度額(全国共通)は一世帯870,000円です。(40歳～65歳未満の方は介護保険料170,000円が加算されます。)</p> <p>※ 現在居住の市町村に計算方法を確認し、保険料の試算をしてください。</p> <p>※ 国保の保険料は、退職の年は現役の時の所得により保険料が算定されるので最高限度額となることがありますが、翌年度からは安くなります。</p>
<p>2 私は世帯主で現在、義母の国民健康保険を納めているので、退職後は私も国民健康保険に加入したいと思っています。保険料はどのくらいの額になりますか。</p>	<p>国民健康保険の保険料は前年の収入額で世帯毎(組合員の収入+義母の収入)により計算されますので、1年目は最高限度額に該当すると思われます。</p> <p>$870,000 \text{円} + 170,000 \text{円(介護分)} = 1,040,000 \text{円}$</p> <p>なお、市町村によって計算方法が異なるので、居住の市町村で確認してください。</p>

5 任意継続組合員と国民健康保険との比較

照会内容	回答
<p>1 すでに夫が退職して国民健康保険に加入しています。</p> <p>私が任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料(掛金)の額はどちらになりますか。</p>	<p>退職者(本人)が60歳とすると</p> <p>① 任意継続の場合(ア+イの額)【令和5年度の平均標準報酬月額で計算(以下同じ)】</p> <p>ア 本人 410,000円×109.2/1,000×12月≒537,264円</p> <p>イ 夫 国民健康保険の保険料〇〇円</p> <p>② 国民健康保険の場合(本人と夫との合計額)</p> <p>その世帯の最高限度額</p> <p>870,000円+170,000円(介護分)=1,040,000円</p> <p>※ どちらが安いかは、夫の国民健康保険料の額によって決まります。ただし、「3 公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金等」の2の①が平均標準報酬月額よりも低額の時は、掛金の額はアよりも安くなります。</p>
<p>2 夫婦とも教職員で同時に退職します。</p> <p>この場合、任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入した場合の保険料(掛金)の額はどちらになりますか。</p>	<p>① 任意継続の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>537,264円×2人=1,074,528円(前記1ア参考)</p> <p>(平均標準報酬月額で計算)</p> <p>② 国民健康保険の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>その世帯の最高限度額870,000円+170,000円(介護分)</p> <p>=1,040,000円</p> <p>※ この場合、①>②で国民健康保険の方が安くなりますが、夫と妻のどちらか一方又は両方の退職時の標準報酬月額が平均標準報酬月額(410,000円)より低額の場合は、①の額よりも安くなります。</p>
<p>3 夫は昨年退職し任意継続組合員で、私は定年退職します。</p> <p>私は任意継続組合員になった場合と国民健康保険に加入するのと保険料はどちらが安いですか。</p>	<p>① 任意継続の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>537,264円×2人=1,074,528円(Q1ア参考)</p> <p>② 国民健康保険の場合(夫と妻の合計額)</p> <p>本人1,040,000円(国保の限度額)+夫(任継)537,264円</p> <p>=1,577,264円</p> <p>※ ①<② 任意継続に加入した方が安くなります。</p> <p>ただし、夫がすでに任意継続組合員になっているので、妻はその被扶養者になれば保険料負担がなくなり、夫の任意継続掛金の負担のみとなります。</p>
<p>4 夫婦とも教職員で同時に退職します。</p> <p>私は定年で、妻は定年前で、4月から無職無収入になります。保険料(掛金)が最も安い方法を教えてください。</p>	<p>本人が任意継続組合員に加入し、妻はその被扶養者になった場合が掛金が最も安くなります。</p> <p>任意継続組合員の掛金は、537,264円です。(平均標準報酬月額で計算)</p>

<p>5 任意継続組合員と国民健康保険の医療費について教えてください。</p>	<p>任意継続組合員も国民健康保険も、病院での窓口負担は総医療費の3割です。任意継続組合員の場合は、医療費の窓口負担が25,000円を超えた時に、一部負担金払戻金として給付されますので、最終的な自己負担額の上限は25,000円(100円未満の端数が加算)です。</p> <p>国民健康保険の自己負担額の上限は、 $80,100 + (\text{総医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ (76ページ、77ページ参照) となります。</p>
---	--

V 退職者及び被扶養配偶者の国民年金に関する手続

公立学校共済組合の組合員の「被扶養配偶者」は、国民年金第3号被保険者として、当共済組合がその届出手続きの代行及び保険料の負担をしています。

組合員が退職すると、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、個人で国民年金被保険者の種別変更の手続きをする必要があります。

ただし、組合員の退職時において、被扶養配偶者が60歳以上の場合は、被保険者資格を喪失しているため、この手続きは必要ありません。

(国民年金被保険者の種別)

	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和5年度 月額16,520円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

(1) 組合員が退職後、再就職し、共済組合※や厚生年金に加入した場合

※ 60歳未満の任意継続組合員は第1号被保険者となるため(2)の手続きが必要です。

	組合員 (65歳未満)	被扶養配偶者 (60歳未満)
年金区分	第2号被保険者→第2号被保険者	第3号被保険者→第3号被保険者
届出	手続きは不要	届出書を組合員の勤務先へ提出する
保険料	共済組合等が一括納入	個人負担なし(保険者負担)

(2) 国民年金に加入する場合（組合員が退職後、再就職しない場合又は、再就職したが共済組合や厚生年金に加入しない場合）

	組合員（60歳未満）	被扶養配偶者（60歳未満）
年金区分	第2号被保険者→第1号被保険者	第3号被保険者→第1号被保険者
届出	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）	居住市町村へ直接個人で手続きする ・資格喪失証明書（所属所長が発行） ・印鑑 （・年金手帳）
保険料	個人で負担（令和5年度月額16,520円）	個人で負担（令和5年度月額16,520円）

(3) 配偶者の被扶養者になる場合（組合員が退職後、再就職しない場合）

	組合員（60歳未満）
年金区分	第2号被保険者→第3号被保険者
届出	届出書を配偶者の勤務先へ提出する
保険料	個人負担なし（保険者負担）

[MEMO] 60歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が60歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに(1~5年)満たさない場合などは、70歳に達するまで第1号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成29年8月に25年から10年に短縮されています。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が65歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

(4) 国民年金の保険料

第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和5年度は月額16,520円)

なお、上記のほかに月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

200円×付加保険料納付月数

例えば、20年間支払った場合は、200円×240か月=48,000円を毎年上乗せで受取れます。支払った総額(400円×240か月=96,000円)と比べると、2年で元が取れることとなります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第1号被保険者(自営業など)のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。

VI 退職後の福祉事業

1 宿泊施設の利用

退職者は、全国にある公立学校共済組合および相互利用共済組合等の宿泊施設を組合員料金で利用できます。

また、退職者の家族も公立学校共済組合の宿泊施設を組合員料金で利用できます。利用の際は、退職時にお送りする「宿泊施設特別利用者証」を当該宿泊所・保養所のフロントに提示してください。

宿泊施設特別利用者証



【相互利用共済組合等一覧】（一部異なる料金設定の場合があります。）

地方職員共済組合	全国市町村職員共済組合連合会
各市町村職員共済組合	都市職員共済組合
警察共済組合	文部科学省共済組合
東京都職員共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
指定都市職員共済組合	国家公務員共済組合連合会
	防衛省共済組合

[MEMO] 公立学校共済組合の宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊所・保養所は、あづま荘を含め全国に33施設(令和5年10月現在)あります。

利用する場合は、直接施設へ連絡し公立学校の退職者であることを告げて予約し、当日フロントに「宿泊施設特別利用者証」または「任意継続組合員証」を提示してください。

2 共済組合の任意継続組合員への助成等

(1) 指定宿泊施設の利用助成

任意継続組合員の方は、公立学校共済組合福島支部が指定した施設を宿泊利用する場合、1回の旅行につき2泊を限度として、下記のとおり助成が受けられます。

ただし、組合員一人あたり1会計年度(4月～翌年3月まで)に12回までの助成となります。利用券の交付を希望する場合は、「指定宿泊施設利用券交付申請用(任継用)」(93ページ)により、支部事務局(県教育庁福利課内)に直接請求してください。なお、利用券は1泊につき1枚必要です。

あづま荘の利用に際しては、利用券は不要です。施設のフロントに備え付けの「利用助成申請書」に必要事項を記入し、支配人の承認を受けてください。

【対象施設】 ※ 助成金額は、令和5年度の適用額です。

宿泊施設名	助成対象者	助成金額
あづま荘	組合員・被扶養者 配偶者・子・父母・祖父母 (父母・祖父母は配偶者の方も含みます。)	1泊2食 3,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,500円) 1泊1食まで2,000円 (ただし、小学生以下の子供は1,000円)
杉妻会館	組合員(本人)	1,500円

指定宿泊施設利用券交付申請書(任継用)

令和 年 月 日

公立学校共済組合福島支部長 様

住 所 (〒)

申請者

氏 名

任意継続組合員証番号 _____

TEL () -

下記のとおり、指定宿泊施設利用券の交付を申請します。

記

1 申請枚数 _____枚

2 利用予定年月日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊)

3 利用予定施設名

交付利用券の番号		No.	~	No.	残枚数	
					枚	
決 裁 欄	上記のとおり決定してよろしいか伺います。					
	決裁権者	課員		起案者	起案年月日	決裁年月日

3 その他の手続

(1) 貸付金未償還元利金の取扱い

退職時に貸付金の未償還元利金があるときは、貸付規定により退職手当から控除して返還することになります。福利課で控除の手続きをとりますので、借受人の手続きは不要です。

なお、未償還元利金が退職手当支給額を上回り、全額控除できない場合は、不足分について納入通知書を送付(3月下旬に所属に通知)しますので、退職手当支給日までに金融機関で納入してください。

(2) 団体信用生命保険の取扱い

住宅貸付け及び教育貸付けの借入の際に団体信用生命保険(だんしん)制度に加入されている方が退職手当から未償還元利金を一括返済し償還が完了した場合、完了した時点でその後の保障(保険)の適用はなくなります。これにより、加入時に設定された保障(保険)期間のうち未経過分の保険料については、7月頃に保険料充当金として月割りで計算され、本部から「保険料充当金返戻のご通知」が送付されると共に別途保険料充当金が振替口座に送金されることとなります。

ただし、保険料の引き落としの時期が4月～5月になっている方は、退職手当から貸付金の未償還元利金を一括返済した後に保険料の引き落としが行われ、精算手続きはその概ね2か月後に行われることとなりますので、振替口座を決して閉鎖(解約)しないよう注意してください。

なお、この手続きは共済組合が行いますので、御本人(借受人)が手続きをする必要はありません。

(3) 福祉保険制度の取扱い

「福祉保険制度」に加入されている場合、定年退職後も保障を継続することができます。3月末定年退職と同時に脱退を希望する方は、12月頃にご自宅宛に送付されます通知文を御覧の上、別途脱退の手続きを行ってください。

また、3月末で脱退された方への退職年の配当金はありません。(積立)配当金等がある場合は、定年退職した年の翌年2月上旬(3月末で脱退した場合は、同年5月上旬)までに指定口座に送金されますので、指定口座は解約しないでください。

なお、指定口座への送金については、共済組合が手続きを行いますので、ご本人の手続きは必要ありません。

< (積立) 配当金とは >

- ① 毎年、保険期間(11月から翌年10月まで)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として送金される(積立てられる)ものをいいます。
- ② 配当金の送金(積立)は、毎年の収支計算時(10月末日)における加入者に対して行われます。

(4) アイリスプランの取扱い

年金コースについては、12 月末頃(予定)にご本人のご自宅宛に送付されます「退職手続のご案内」を御覧の上、1 月末(予定)までに所定の手続きを行ってください。

なお、医療・日常事故コース及び介護保障コースについては、退職後も継続できますので改めて手続きをする必要はありません。

ただし、住所、電話、振替口座を変更したい場合は、「ハンドブック」に綴じ込みの「変更訂正届(ハガキ)」※に記入・郵送し届け出てください。

また、医療・日常事故コースを次年度更新しない場合には、毎年 10 月中旬にご自宅に送付されます「満期のお知らせ」内「契約の変更届」に記入し返信封筒で郵送してください。介護保障コースの解約については随時可能ですので「変更訂正届(ハガキ)」※にご記入の上、郵送して申請書を取り寄せてください。

※ 医療・日常事故コースについては毎年 3 月中旬にご自宅宛に送付する封書内の「ハンドブック」に綴じ込みハガキの「変更訂正届」があります。介護保障コースについては毎年月頃ご自宅宛に送付する「ご契約内容のお知らせ」に同封されています。

ご不明な点については下記にお問い合わせ願います。

「年金コース」

「医療・日常事故コース」

一般財団法人教職員生涯福祉財団 サービスセンター 電話 0120-491-294(無料) 受付は午前10時～午後5時 (土日祝日を除く)
--

「介護保障コース」

株式会社一ツ橋サービス 電話 0120-878-626(無料) 受付は午前10時～午後5時 (土日祝日を除く)
--

(5) 健康診断の取扱い

任意継続組合員または任意継続組合員の被扶養者で40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着眼した「特定健康診査」を実施します。

さらに、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがある方を対象に生活習慣の改善を目的とする「特定保健指導」を実施します。

なお、がん検診やその他の検診は、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

ア 特定健康診査(特定健診)

7月上旬ごろに「特定健康診査受診券(セット券)」(以下「受診券」という。)をご自宅にお送りしますので、同封されている健診機関一覧にある健診機関等を選び予約をして必ず受診するようにしてください。特定保健指導を実施している健診機関等で受診し、特定保健指導の該当になられた方は、当日に特定保健指導を受けることができます。

市町村が実施する集団健診で受診される場合は、受診の際、受診券を市町村の担当者にご呈示ください。

なお、パート勤務先等で健診を受けられた場合は、その結果をもって特定健康診査に代えることができます。この場合、受診券、健診結果の写、標準的な質問票を公立学校共済組合福島支部(教育庁福利課)福祉担当に提出(郵送)してください。

また、資格を喪失した方は、受診券の使用はできませんのでご注意ください。

【特定健康診査の検査項目】

特定健診の基本的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往歴（服薬歴、喫煙習慣を含む） ・ 自覚症状（理学的所見） ・ 身長・体重・腹囲・BMI ・ 血圧 ・ 肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）） ・ 脂質（トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon HDLコレステロール） ・ 血糖（空腹時血糖またはHbA1c） ・ 尿糖・尿たんぱく
詳細な健診の項目*	心電図・眼底・貧血・クレアチニン

* 一定の基準のもとに、医師が必要と認めた場合に実施されます。

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方には、「特定保健指導利用券」をご自宅にお送りしますので、利用可能な実施機関(医療機関)等に予約の上、積極的に利用してください。専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士等)から生活習慣を改善するためのアドバイス(特定保健指導)を受けることができます。利用を開始された方は、目標達成の如何にかかわらず、必ず最後まで特定保健指導を受けるようにしてください。

なお、特定保健指導の利用期間内に資格を喪失した場合は、特定保健指導利用料は共済組合で負担できませんので、必ず公立学校共済組合福島支部(教育庁福利課)福祉担当にその旨連絡をしてください。

引き続き特定保健指導の継続を希望される方は、新たに加入する医療保険者に御相談ください。

記載例①

退職後に民間企業等へ再就職する場合の手続き
(再就職後の給料が民間企業等からの支給)

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共通用紙

財産形成貯蓄 変更届(所属控)
財産形成年金貯蓄
財産形成住宅貯蓄 5-1

取扱金融機関	東邦銀行	御中	届出日	令和	6	2	5	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号 名称 福島県 福島県教育委員会	フリガナ コオリヤマシハヤマ (〒983-8876)	お届印 福島					2枚目も押印ください
新所属名	〇〇学校	住所 (変更前) 郡山市麓山一丁目1番地1号						
新所属コード	00000	フリガナ フクシマ ハナコ	勤務先電話	024 (123) 4567				
職員番号	123456	氏名 (変更前) 福島花子	自宅電話	024 (456) 7890				
			生年月日	平成	3	8	5	1

貯蓄の区分	1 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄(年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄)
貯蓄の種類	1 期日指定定期預金	2 金銭	5 投資信託
取扱金融機関	1 東邦銀行	8 みずほ	15 証券
	2 東北労働金庫	9 三井住友	16 日本生命
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	17 第一生命
	4 大東銀行	14 大和証券	17 明治安田生命
	5 信用金庫	1 福島 2 会津 3 郡山 5 白河 6 須賀川 7 ひまわり 8 あぶくま 9 二本松	
	6 信用組合	1 福島県商工 2 いわき 5 相双五城 6 会津商工	
	7 農業協同組合	1 ふくしま未来 2 夢みなみ 3 会津よつば	

下記のとおりに変更します。

中継・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から

変更事項	変更内容
1 中継・再開・退職	1 中継 2 再開 3 退職 令和 6 年 4 月 から
2 積立期限日	令和 年 月 日 (満 歳) まで
3 積立額	給料 毎月 00000円 積立額の変更は毎年10月の募集時期に限られ12月期末手当から変更します。
	期末勤働手当 12月 00000円
4 非課税最高限度額	00000円
5 年金受取開始日	令和 年 月 日 (満 歳) から
6 年金受取期間	受取開始日から 年間
7 金融機関	年金財形・住宅財形の場合はこの欄も記入してください。
8 年金受取指定口座	普通預金番号 (本人名義) 支店
13 届出印	新お届印

変更事項	変更内容
9 年金受取方式	フリガナ
10 新氏名	フリガナ
11 新住所	(市・郡・区より記入下さい。)
12 新勤務先	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入 電話番号 024 (935) △△△△

常勤職員として引き続き勤務する場合、現時点の財形を継続できますが、退職後、常勤講師や任期付職員等になった場合は積立継続できず、解約が必要になります。手続き等不明な場合は福利課までお問い合わせください。

私は、令和4年4月1日付けをもって福島県を退職し、下記勤務先に転職いたしました。ついては、新勤務先において引き続き勤労者財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄の非課税貯蓄措置の適用を受けたいので、貴行(金庫・組合・社)において保管の財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄非課税関係書類を新勤務会社に送付してください。

財産形成非課税住宅貯蓄 限度額変更・異動・勤務先変更	申告書(勤務先控)	種別
財産形成非課税年金貯蓄 異動・勤務先変更	5日	1. 預貯金 2. 合同運用信託 3. 有価証券 4. 生命保険の保険料
氏名 福島	9 10 1	
住所 郡山市麓		

年金財形・住宅財形の場合は現勤務先情報とともに新勤務先情報等を記入してください。

個人番号の記入
1. ご本人の個人番号を記入してください。
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。
3. 限度額変更の場合には、個人番号の記入は不要です。

変更届のご注意点
1. 非課税貯蓄申告書
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。
届出印
2枚目・3枚目にも届出印を押印してください。
3. 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前に相談の上、記入ください。
A. 勤続期間
B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間
C. 住宅貯蓄 積立期限日
4. 複数貯蓄の変更
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。
職員 所属
本票は所属控となりますので所属で保管願います。

変更事項	変更前	変更後	異動の生じた日(年月日)
最高限度額			
氏名・店舗			
住所			
個人番号			
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県教育委員会	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入	
貸金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入	
個人番号又は法人番号	7 0 ; 0 ; 0 ; 0 ; 2 ; 0 ; 0 ; 0 ; 7 ; 0 ; 0 ; 0 ; 9		
事務代行先	所在地 名称 法人番号		
受入機関の営業所等	所在地 名称 法人番号		

令和 6 年 2 月 2 2 日
※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。
印
勤務先の長の印

記載例③

財形を解約される方の手続き

福島県・福島県教育委員会共通用紙		財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 財産形成住宅貯蓄		払戻請求書 (所属控)		請求日 令和 5 年 2 月 2 日	
取扱金融機関	東邦銀行	御中	フリガナ	シラカフシヨウワマチ		お届印	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号	フリガナ	シラカフシヨウワマチ		お届印		2 扶目も印してください
名称	福島県	住所	(〒 961 - 0971) 自宅電話 024 (521) 0001		福利		
所属名	福島県教育委員会	フリガナ	白河市昭和町269番地		勤務先電話 024 (123) 4567		
所属コード	00000	フリガナ	フリガナ		生年月日 平成 3 8 7 1		
職員番号	123456	氏名	福利太郎				

貯蓄の区分	1 財産形成貯蓄 (一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)	どちらかを○で囲む	1 目的	2 目的外	
貯蓄の種類	1 期日指定定期預金	2 金 銭	3 債 権 信 託	5 積 立 保 険			
取扱金融機関	1 東邦銀行	8 三井住友	15 村証券	16 日本生命			
	2 東北労働金庫	9 三井住友	17 B C 日興証券	18 第一生命			
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	14 大和証券	17 明治安田生命			
	4 大東銀行						
	5 信用金庫	1 福島	2 会津	3 郡山	5		
	6 信用組合	1 福島県商工	2 いわき	5 相双五城			
	7 農業協同組合	1 ふくしま未来	2 夢みなみ	3 会津			

契約の区分、種類
契約金融機関を選択

忘れずに選択してください。
「目的」の場合は住宅取得に係る
必要書類を添付してください。
添付書類については取扱金融機
関へお問い合わせください。

忘れずに記入してください。

日付は記入しないでください

下記のとおり払戻しの請求をしますので払戻金額を貴行(組合・金庫・社)所定の方法により計

払戻財形口座(契約)番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	(注) 1. 財形
請求内容	<p>① 解約 (注*)</p> <p>上記の口座を解約します。 退職者の方のみご記入ください。 財形の積立は 3 月まで希望します。</p> <p>② 全部、又は一部払出し (注*)</p> <p>上記の口座から下記の金額を払出</p> <p>請求金額 (概算金額) 百 千 0 0 0</p>	<p>(注) 1. 年金貯蓄は「一部払出し」で記入してください。</p> <p>2. 所属長経由の上、県庁福利厚生室または教育庁福利課へ提出してください。</p> <p>3. 退職者の積立希望欄に記入がない場合は、翌月10日までに解約します。</p> <p>(注) 1. 「全部又は一部払出し」は該当取扱金融機関に相談の上ご記入ください。</p> <p>2. 請求金額は記入不要、「全部」を○で囲んでください。</p> <p>3. 金額は、1万円以上、千円の整数倍(日本生命は1万円以上、千円の整数倍)となります。なお、この場合払出概算金額となります。</p> <p>4. 年金貯蓄は一部払出しできません。</p> <p>5. 生命保険の場合、残高が千円以上ないと解約になる場合があります。</p> <p>6. 年金貯蓄と住宅貯蓄の併記はできません。</p> <p>7. 所属長経由の上、直接</p>
振込指定口座	〇〇 銀行 (金庫組合社) ×× 支店	普通預金番号 (本人名義) 0 1 2 3 4 5 6

(注*) 生命保険の場合、該当記号を○で囲んでください。
A. 通常 (B・C以外) の請求
B. 一般貯蓄の満期請求
C. 住宅貯蓄の生存給付金の請求

(注) 書類の提出先
書類は必ず所属長へ提出してください。

年金財形・住宅財形の場合は、この欄も記入が必要です。

本票は下記の順序で提出願います。
職員 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 (勤務先控)		令和 年 月 日
フリガナ	フリカフ	
氏名	福利太郎	
住所	福島市杉妻町2番16号	
下記の 財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項		
種 別	<p>1 預貯金</p> <p>2 合同運用信託</p> <p>3 有価証券</p> <p>4 生命保険の保険料</p>	
最高限度額	5 0 0 0 0 0 0	
受入機関の営業所等	所在地 〇〇市△△1-1	法人番号
名称	〇〇銀行	
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	記入不要
名称	福島県	
黄金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	個人番号又は法人番号
名称	福島県 7 0 0 0 0 2 0 0 7 0 0 0 9	
事務代行先	所在地	法人番号
名称		

取扱金融機関一覧表

2023年10月末日現在

名 称	所 在 地	電 話 (担当窓口)
株式会社東邦銀行	〒 960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4	024-541-2426 (業務支援部)
東北労働金庫 郵便送付先 業務部集中事務課財形担当	〒 980-0023 仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	022-227-1207 (業務部集中事務 課財形担当)
株式会社福島銀行	〒 960-8625 福島市万世町2番5号	024-525-2534 (個人営業部)
株式会社大東銀行	〒 963-8004 郡山市中町19番1号	024-925-8295 (営業開発部)
福島信用金庫	〒 960-8660 福島市万世町1番5号	024-523-1857 (事務部)
会津信用金庫	〒 965-0035 会津若松市馬場町2番16号	0242-22-7556 (営業推進部業務推進課)
郡山信用金庫	〒 963-8630 郡山市清水台2丁目13番26号	024-932-2228 (顧客支援部営業推進課)
ひまわり信用金庫	〒 970-8026 いわき市平字二町目10番地	0246-23-8500 (事務部事務管理グループ)
白河信用金庫	〒 961-8601 白河市新白河1丁目152番地	0248-23-4515 (業務統括部)
須賀川信用金庫	〒 962-0054 須賀川市牛袋町121番地1	0248-75-3319 (総合企画部営業推進課)
あぶくま信用金庫	〒 975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目4番地	0244-23-5132 (事務部)
二本松信用金庫	〒 964-0807 二本松市金色久保227番地9	0243-23-3752 (営業推進部営業企画課)
福島県商工信用組合	〒 963-8877 郡山市堂前町7番7号	024-991-1000 (財形担当)
いわき信用組合	〒 971-8162 いわき市小名浜花畑町2番地の5	0246-92-4111 (業務推進部)
相双五城信用組合	〒 976-0042 相馬市中村字大町69番地	0244-36-5561 (業務部業務課)
会津商工信用組合	〒 965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号	0242-22-6565 (総務部)
農業協同組合 取りまとめ先 農林中央金庫福島支店	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 送付先:農林中央金庫福島支店	024-552-5634 (コーポレート サービス班)
みずほ信託銀行 株式会社仙台支店	〒 980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	022-225-7686 (財形担当)
三井住友信託銀行 株式会社仙台あおば支店	〒 980-0021 仙台市青葉区中央2丁目1番7号	022-262-5511 (財形担当)
三菱UFJ信託銀行株式会社 問い合わせ:財形事務センター	〒 170-8610 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビル	0120-31-1288 (財形担当)
野村證券株式会社 問い合わせ:野村ビジネス サービス(株)財形事務センター	〒 103-8711 東京都日本橋郵便局私書箱第33号	0120-148-604 (フリー)
SMBC日興証券株式会社 ストック・プラン・ソリューション部	〒 135-8532 東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (財形担当)
大和証券株式会社 問い合わせ:大和証券ビジネスセンター	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047 (制度事務部 財形事務グループ)
日本生命保険 相互会社	〒 541-8501 大阪市中央区今橋三丁目5番12号	0120-981-818 (財形管理課)
第一生命保険 株式会社	〒 104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号	0120-998-665 (東京団体事務課 財形グループ)
明治安田生命保険 相互会社	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-2-11	03-5690-6887 (保険料収納・集団G(財 形))

お問い合わせ・御相談

福島県教育庁福利課

公立学校共済組合福島支部（福島県教育庁福利課内）

（一財）福島県教職員互助会（ " ）

〒960-8688 福島市杉妻町2-16

各担当直通電話

- 福利課

総務担当 024-521-7804 財産形成貯蓄、任意継続組合員の掛金

福祉担当 024-521-7804 宿泊施設利用、その他福祉事業

短期給付担当 024-521-7802 医療、任意継続組合員の手続き

長期給付担当 024-521-7803 退職手当、老齢・障害・遺族厚生年金

- （一財）福島県教職員互助会

024-521-7803 互助会厚生事業

- ファックス（共有）024-521-2852

公立学校共済組合年金部 年金相談室

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122

電子メール nenkin@kouritu.go.jp

年金受給者の年金額、各種届出、照明、年金請求手続等に関する受付、相談